

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2021年6月



**DELIVERY**  
CONSULTING

株式会社デリバリーコンサルティング

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式144,075千円（見込額）の募集及び株式1,116,440千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式192,891千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年6月24日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものです。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社デリバリーコンサルティング

東京都港区高輪一丁目3番13号NBF高輪ビル

本ページ及びこれに続く図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

## 経営方針

### 日本のITサービスを変えるテクノロジーコンサルティング

#### 企業を変革するビジネスパートナー

我々はレガシーと最先端の双方を熟知したITプロフェッショナル集団。システム構築から内製化まで高付加価値サービスを提供し、クライアントのビジネスモデル変革や新規サービス開発を実現します。

#### 時代が求める、時代に先駆けるIT人材を育成

デジタル技術が企業変革を加速する時代。1) 世界レベルのテックナレッジによりシステムを最適構築するアーキテクト、2) デジタル変革を成功に導くプロジェクトマネジメント、3) システム内製化を具現するイネーブルメントの3つをコア・コンピタンスとしたITプロフェッショナルを育成します。

#### 健全な企業文化と健全な経営

挑戦・互助・公正を尊重する企業文化を育み、楽しく豊かに働く環境を提供。日本を支えるITサービス産業の一員として正々堂々と経営を行い、社会の発展に貢献します。

当社グループは2003年4月の当社設立当初から、ITコンサルティング力とアウトソーシングを融合し、お客様にとってより付加価値の高いサービスの提供を目指して事業を行ってまいりました。

これまで培ってきたお客様へ確実にサービスをデリバリーしていく能力は、プロジェクトマネジメント力・技術力の向上により安定したものになってきております。

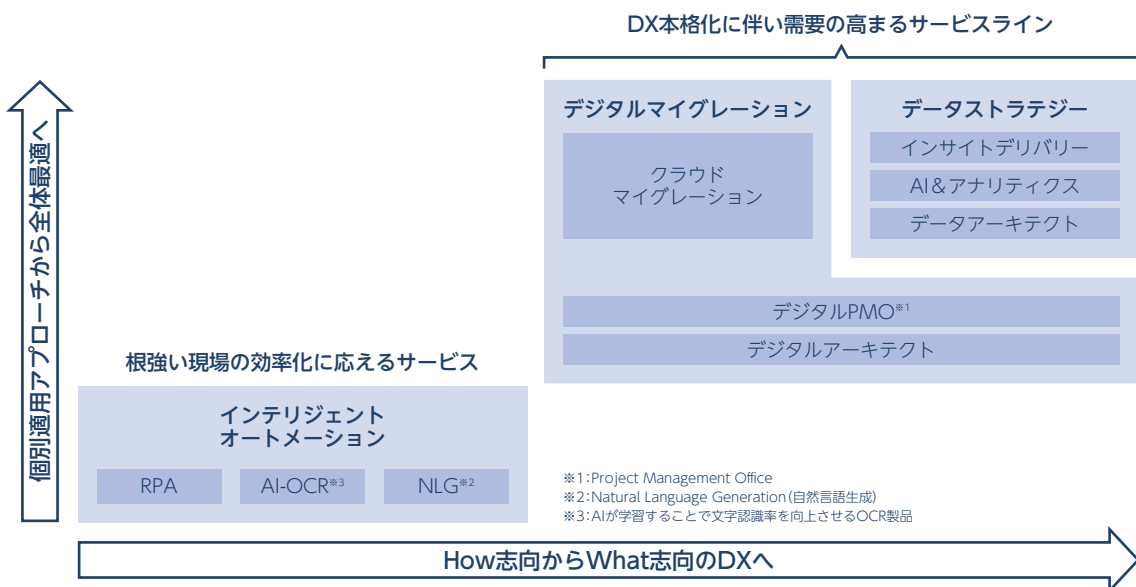
近年、クラウドコンピューティングが発達し、IoT、ビッグデータ、AI、RPAなど新たな技術が生まれ、これまで以上にテクノロジーを使ってどのようにお客様のビジネスを高度化していくかということが重要になってきております。

このような中で当社グループは、「テクノロジーコンサルティング」の強化と、当社グループ発の革新的な製品・サービスをお客様に提供していきたいと考えており、ITコンサルティングとITシステム開発の双方向からクライアント企業のDX推進を支援することを経営方針として事業を展開しております。

## 事業の内容

当社グループは、ITコンサルティング事業を提供することを目的として創業し、その後ITコンサルティングに加えて、ベトナムやタイのリソースを活用したオフショアサービスを提供してまいりました。その知見を活かし、テクノロジーコンサルティングの強化と、当社グループ発の革新的な製品・サービスをお客様に提供していきたいと考えており、ITコンサルティングとITシステム開発の双方向からクライアント企業のDX(デジタルトランスフォーメーション) (\*1) を支援することを経営方針として、デジタルトランスフォーメーション事業を展開しております。

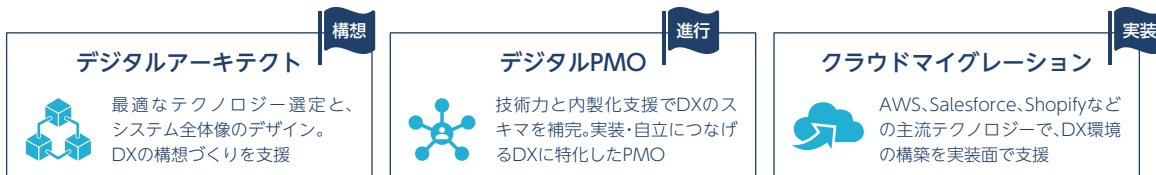
なお、当社では、2020年10月13日開催の取締役会において、従前のコンサルティング事業及びデジタルソリューション事業の複数セグメントからデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントへの変更を決議しております。現在、企業社会におけるDXへの取り組みは本格化し、個別業務のIT化といった「個別適用アプローチ」から、企業経営全体の観点からデジタルを活用する「全体最適」が求められ、ITシステムの導入をどう進めるか、という「How志向」から、デジタルによってどんな事業・ビジネスを生み出すかという「What志向」に向かう、DX本格化時代が始まっていると考えております(下図)。当社グループとして、このような時代のニーズに対応しつつ、従前の2つの事業におけるサービスを同一の顧客に対して複合的に提供することが多くなっていることを背景に、当社グループの今後の事業展開、経営資源の配分、経営管理体制の実態等の観点から、両者を一体的な事業と捉えることが合理的であり、デジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントが適切であると判断したことによるものであります。



当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業の特色は、クライアントのデジタルプラットフォーム構築のハブとなるDXパートナーとして、当社が保有する技術知見によってクラウド、AI(人工知能)やRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション) (\*2) など先端技術を活用し、クライアントのビジネスモデル変革や新たなサービス開発に最適なシステム像を描き、クライアントの企業価値の最大化に貢献できると考えております。当事業では、デジタルマイグレーション、データストラテジー及びインテリジェントオートメーションの3つのサービス及びソリューションを提供しております。具体的には、DX全般におけるデジタル化の構想やシステム開発を中心に推進する「デジタルマイグレーション」、企業のデータ活用を戦略的に進める「データストラテジー」、現場の業務効率化のためのITツールの導入を進める「インテリジェントオートメーション」という3つのサービス・ソリューションすべてにテクノロジーコンサルティングの知見を活用して行います。

### ■ デジタルマイグレーション

クライアントのデジタル化推進(デジタルマイグレーション)に必要な開発体制の立ち上げから、クライアントの自立、DX習慣化までを行います。クライアントの構想するデジタル活用の早期実現と、その後の継続的なビジネス拡張について、「構想」、「進行」、「実装」の3つのフェーズからコンサルティングからシステム構築まで提供しております。



## ① デジタルアーキテクト～「構想」

高い専門性と経験を兼ね備えたITプロフェッショナルとして、顧客が直面している様々な経営課題を解決し、ビジネスの変革を実現する柔軟さを持つシステム全体像のアーキテクト（設計）を行います。

ITサービスから個別のシステムまで、クラウド、SaaSなど技術の新旧にとらわれず、最適なテクノロジーを選定し、クライアントのゴール（目標）を達成するシステムの全体像をデザインし、DXの構想づくりを支援しております。

コアテクノロジーの特徴と効果を把握し、システムの実装や顧客接点デジタル化において、拡張性、安定性及び堅牢性の高いシステムとなるよう、全体像をデザインします。

## ② デジタルPMO～「進行」

DXに特化したPMO（プロジェクト・マネジメント・オフィス）サービスとして、クライアントのDXプロジェクト運営を担い、実現を目指します。DXプロジェクトでは、複数のテクノロジーや開発ベンダーが並走する中で、デジタルサービス全体のコンセプトを維持しながら安定的に実装と改善を進めることが必要となります。デジタルPMOは、クライアントと各種開発チームの間に立ち、テクノロジーの特徴を把握した上で、円滑な進行と高度なコミュニケーションを実現し、各開発チームの技術力に合わせた工程を設計し着工を早期化します。また、対象となる技術、作業や環境を標準化し、教育と評価を実施することや、開発体制の構築をプロジェクト計画に組み込むことで、クライアントの目標に合わせた着実な開発内製化の実現を支援しております。情報不足やスキル不足といったDXプロジェクト推進の阻害要因を、技術力と内製化支援で速やかに排除し、クライアントが初期設定したゴール（目標）を達成するためのプロジェクトの進行役となります。

## ③ クラウドマイグレーション～「実装」

Salesforce（\*3）、AWS（\*4）、Tableau（\*5）等の主流テクノロジーの活用と、システム開発を組み合わせることで、CX（顧客体験）を向上させるためのデジタル環境の実装を支援しております。

EC（電子商取引）やソーシャルのような顧客接点があり、顧客の行動履歴データから打ち手を算出するBI（ビジネスインテリジェンス）（\*6）、AIと各々顧客接点が連動することで、CXの全体最適を実現し、クライアントのデジタルサービスの成長を長期的に支援しております。

## ■ データストラテジー

データ・テクノロジーを駆使することで、インサイト（クライアントが潜在的に持っているビジネス目標）の抽出から、データのマネタイズ（ビジネス価値創出）まで、企業が保有するデータの有効活用方法をコンサルティングし、クライアントビジネス変革を包括的に支援しております。

### データアーキテクト

IoTデータの収集やデータ管理基盤の構築など、インサイトの源泉となるデータの効率的な収集や管理を支援

### インサイトデリバリー

モダンBIシステムの導入、活用から性能改善まで、ビジネスの意思決定を支えるインサイトの導出を支援

### AI&アナリティクス

統計解析やNLGをBIシステムやWebアプリケーションと連携させ、業務現場でのデータ活用を支援

## ① データアーキテクト

クラウド用にデザインされたデータウェアハウスサービスを活用し、クラウドBI化戦略をサポートしております。オンプレミスで構築されたBIシステムを、クラウド環境へ移行することでコストを削減し、性能やデータ容量面における柔軟性を獲得することを可能にします。使われないBIシステムに陥る原因の多くはシステムパフォーマンスが不十分であるためと言われており、具体的には、必要な情報を導き出すための応答性能が悪いことがBIシステム利用の阻害要因となります。パフォーマンス診断によりボトルネックを的確に見極め、合理的に性能を改善していきます。

## ② インサイトデリバリー

事業課題から最適なデータ活用シナリオを定義し、その実現に必要なシステム化構想やBIツールの選定を行っております。また、最適なソフトウェア・サービスの選定、多様なソースからのデータ取得・統合、DWH（データウェアハウス）（\*7）やデータマート（\*8）の設計・構築、レポートやダッシュボードの設計・開発など、BIシステムの構築に求められるあらゆる工程を支援しております。

## ③ AIアナリティクス

NLG（自動言語生成）などを活用したAI関連ソリューションを、技術検証・業務検証からBIツールやRPAと連携させた上で、導入から運用までトータルで支援しております。

### (a) [Wordsmith]

米国のAutomated Insights社の製品「Wordsmith」の代理店販売及び導入支援業務を行っております。「Wordsmith」はNLG技術を活用し、グラフや表などのデータから人間が書いたような自然な文章を自動で生成するソリューションです。当社では、日本初の「Wordsmith」の国内販売代理店となっているほか、クライアント企業の活用用途に合わせ、「Wordsmith」の導入支援も行っております。

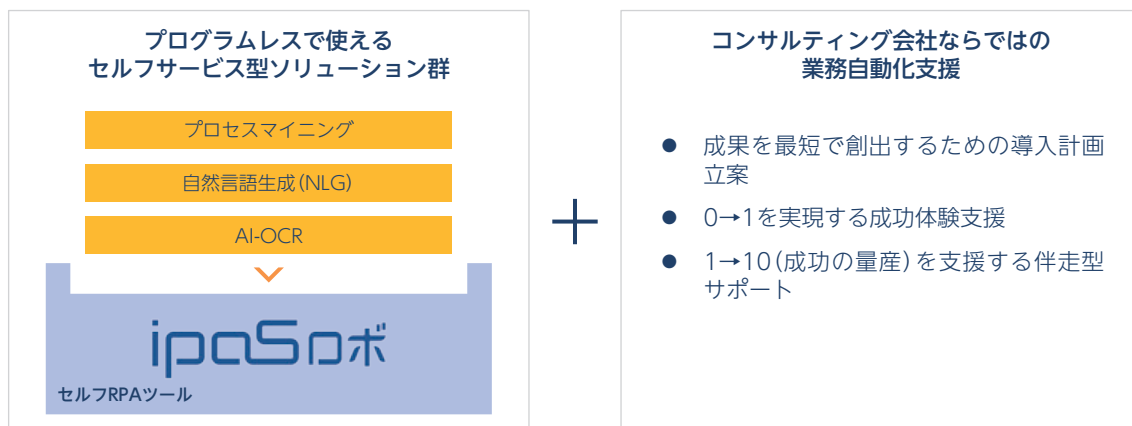
## (b) 「aimS」(AI Merchandizing Service)

「aimS」は、クラウドテクノロジーとAIを活用したソリューションであり、発売から終売までの商品ライフサイクル全体における売り方を最適化し、クライアント企業の売上、利益の増加に貢献するクラウドソリューションです。AIを活用したビッグデータアナリティクスを通じて、需要に合わせた在庫数を算出するほか、売れ残りそうな在庫を検出し、早期にアラートを出すといった機能を備えており、欠品(機会ロス)、余剰在庫、及び業務工数の増加といった課題へのソリューションを提供しております。

## ■ インテリジェントオートメーション

DXの最初期段階に当たる現場業務のデジタル化により、作業の効率化を支援します。コンサルティング企業として、ITツールの充実した導入支援はもちろん、DXへの拡大ソリューションまで提供します。

セルフRPAツール「ipaSロボ」をベースとした業務自動化ソリューションとコンサルティング会社ならではの業務自動化支援を組み合わせたユニークなサービスを提供しております。



### ① 業務自動化支援

RPA導入の成果を最短で創出するための導入計画立案から、0→1を実現する成功体験支援、1→10(成功の量産)を支援する伴走型サポートまで、業務を分析した上で対象業務についてRPAのスク립ト作成を行うといった、コンサルティング会社ならではの実効性のある支援を行います。

### ② ipaSロボ(業務自動化ソリューション)

業務自動化ソリューションipaSロボは、RPA技術を活用し、PCで動作するあらゆるシステムに対し、人が行っていたマウス並びにキーボード操作を記録し、作業を自動化することができる業務自動化ツールです。

従来の業務自動化ツールは操作できるシステムやアプリケーションに制約がある場合が多いですが、当社のipaSロボは高度な画像認識機能により画面上に表示された画像・項目・値を正確に認識しながら操作を自動化するので、画面が表示されるものであればどのようなシステムやアプリケーションでも自由に制御することができます。

また、自動化ツールで最も時間のかかる作業が、操作を記録し編集する作業です。ipaSロボでは複雑な分岐・繰り返し処理を入れる場合でもプログラミング不要で記録・編集できるため、迅速なスク립ト開発を可能としています。

### ③ ライティング代行ロボ by ipaSロボ

ライティング(文章化)代行ロボby ipaSロボは、当社のRPA技術と前述のNLGソフトウェア「Wordsmith」を融合させ、データ収集・加工・成形から文章表示、文章校正(レポート化)及び配信までを一貫して行う製品です。

これにより数十の店舗を持つマネージャーの各店舗のサマリレポート作成代行、数千の商品の流通状況報告レポート作成代行及び数万のサポーター・ファンへの個別対応レター作成代行などが可能になり、業務効率化に大きく貢献いたします。

### ④ AIスキャンロボ

AIスキャンロボは、ネットスマイル株式会社により提供されている、少量多品種の帳票読取処理に適したAI-OCRサービスです。

AI-OCRとRPAの導入により、帳票をスキャナから纏めて一括スキャンするだけで、所定の単位でPDFファイルが管理されるようになり、紙の運用から開放されます。また、読取データとの突合せ作業が自動化され、不一致のデータのみの手入力となり、データ入力作業の削減が可能になります。新規追加帳票伝票に対する読取項目の設定も現場ご担当者でも簡単に設定ができます。

## ⑤ プロセスマイニング(\*9)による業務プロセス最適化

RPAなどの業務自動化ツールを導入する際の大きなリスクの一つは、業務プロセスが十分に可視化されていないために、自動化すべき業務を見逃ごすことで効果が限定的に終わってしまうことです。プロセスマイニングは、既に社内を導入されているシステムなどのログデータを活用し、業務プロセスの処理パターン(正常、例外処理、処理頻度、ボトルネック箇所など)を含め可視化し分析を行うものです。無駄なプロセスの発見や、集約可能なプロセスの発見等がプロセスマイニングによって実現するため、RPA導入前に自動化すべき業務プロセスを最適化することが可能になります。

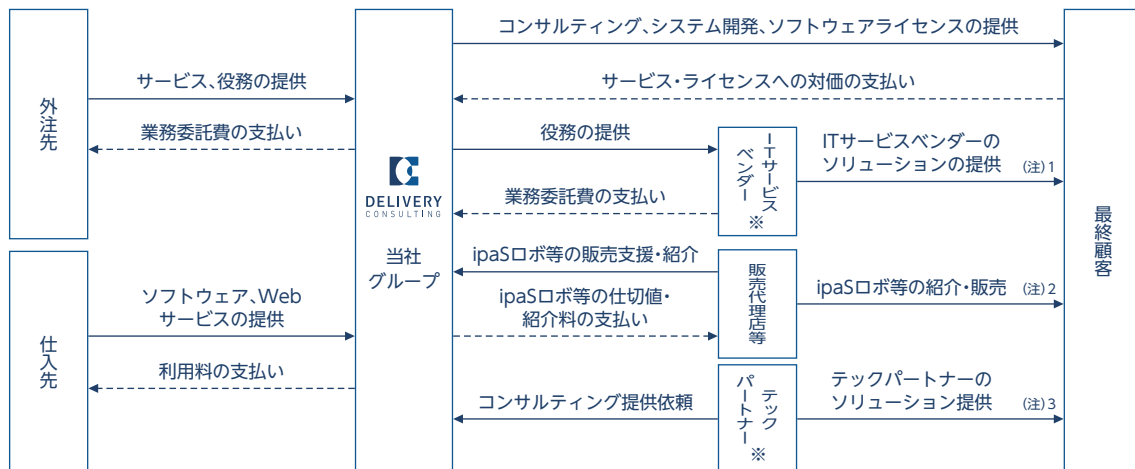
当社ではCelonis(\*10)、MeeCap(\*11)、myInvenio(\*12)といったプロセスマイニングツールを活用して業務プロセスの分析・最適化を支援しています。

[用語解説]

- (\*1) DX(デジタルトランスフォーメーション)  
企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
- (\*2) RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)  
ソフトウェアロボット(ボット)又は仮想的労働者と呼ばれる概念に基づく、事業プロセス自動化技術の一種。
- (\*3) Salesforce  
Salesforce.com社により提供されている顧客管理システム(CRM)や営業支援システム(SFA)を中心としたクラウドコンピューティングサービスの総称。
- (\*4) AWS  
Amazon.com社により提供されているクラウドコンピューティングサービスの総称。
- (\*5) Tableau  
Tableau社により提供されているデータ分析や可視化に最適なBIツール。
- (\*6) BI(ビジネスインテリジェンス)  
企業などの組織のデータを、収集・蓄積・分析・報告することにより、経営上などの意思決定に役立つ手法や技術の総称。
- (\*7) DWH(データウェアハウス)  
企業の意思決定を支援するために使用される、時系列と目的別に編成・統合された大規模なビジネスデータの集合。
- (\*8) データマート  
データウェアハウスの中から特定の目的に合わせた部分を取り出したもの。
- (\*9) プロセスマイニング  
業務プロセスの処理パターンをイベントログデータの蓄積により可視化し、現状を把握して改善点を特定することで業務の効率化を支援する手法。
- (\*10) Celonis  
Celonis社が開発したプロセスマイニングツール。
- (\*11) MeeCap  
MeeCap社が開発したプロセスマイニングツール。
- (\*12) myInvenio  
Cognitive Technology社が開発したプロセスマイニングツール。

## 事業系統図

当社グループの事業系統図は、以下のとおりです。



サービスの流れ ←→  
お金の流れ ←---

※ITサービスベンダー: ITコンサルティング会社やシステム開発会社など  
※テックパートナー: ソフトウェアやSaaSなどのソリューションベンダー

- (注)1 主としてデジタルマイグレーションおよびデータストラテジーに属するソリューション
- 2 インテリジェントオペレーションに属するサービス
- 3 デジタルマイグレーション及びデータストラテジーに属するソリューション



## 業績等の推移

### ■ 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

回 次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期 第3四半期
決 算 年 月	2016年7月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月	2021年4月
<b>(1) 連結経営指標等</b>						
売上高				1,148,904	1,509,152	1,326,628
経常利益				9,214	126,200	217,542
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益				9,156	114,570	141,790
包括利益又は四半期包括利益				8,277	114,614	141,823
純資産額				56,602	171,216	386,040
総資産額				339,083	650,685	836,374
1株当たり純資産額 (円)				14.64	46.00	—
1株当たり当期(四半期)純利益 (円)				2.51	31.35	38.16
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				15.8	25.8	46.0
自己資本利益率 (%)				19.6	103.4	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				7,256	173,530	—
投資活動によるキャッシュ・フロー				△48,538	△7,720	—
財務活動によるキャッシュ・フロー				△49,280	85,127	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				97,641	347,935	—
従業員数 (人)				94	115	—

### (2) 提出会社の経営指標等

売上高	616,707	775,166	777,222	1,054,391	1,394,510
経常利益又は経常損失(△)	98,497	41,378	△67,711	6,431	119,075
当期純利益又は当期純損失(△)	26,153	△5,798	△55,053	8,085	113,568
資本金	29,025	29,025	29,025	29,025	29,025
発行済株式総数 (株)	5,254	5,254	52,540	52,540	52,540
純資産額	115,718	109,920	57,981	66,067	179,635
総資産額	356,111	382,862	361,418	342,696	634,919
1株当たり純資産額 (円)	31,668.95	30,082.12	1,501.55	17.23	48.31
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	7,157.42	△1,586.83	△1,506.66	2.21	31.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	32.5	28.7	15.2	18.4	27.8
自己資本利益率 (%)	25.5	—	—	13.7	94.9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	53	59	72	74	95

(注) 1. 当社は第17期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、第14期及び第17期、第18期、第19期第3四半期は潜在株式は存在するもの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第15期及び第16期は潜在株式は存在するもの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できません。また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第15期及び第16期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。

7. 従業員数は、就業人員であり、使用人兼務取締役は含んでおりません。なお、平均臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

8. 第17期及び第18期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき、第17期及び第18期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。また、第19期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。なお、第14期、第15期及び第16期については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

9. 当社は、2018年2月2日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

10. 当社は、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

11. 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第17期の期首から適用しており、第16期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適て適用した後の指標等となっております。

12. 第19期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期連結包括利益及び1株当たり四半期純利益については、第19期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第19期第3四半期会計期末の数値を記載しております。

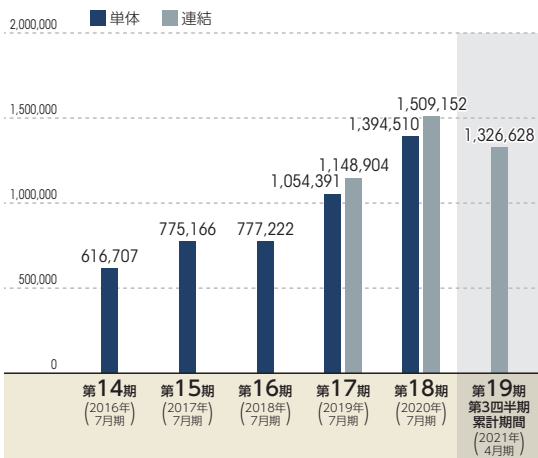
13. 当社は、2018年2月2日付で普通株式1株につき10株、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第14期、第15期及び第16期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決 算 年 月	2016年7月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月
1株当たり純資産額 (円)	31.67	30.08	15.02	17.23	48.31
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	7.16	△1.59	△15.07	2.21	31.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

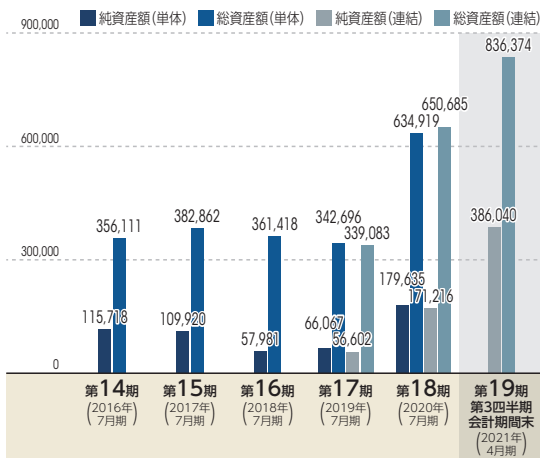
## ■売上高

(単位:千円)



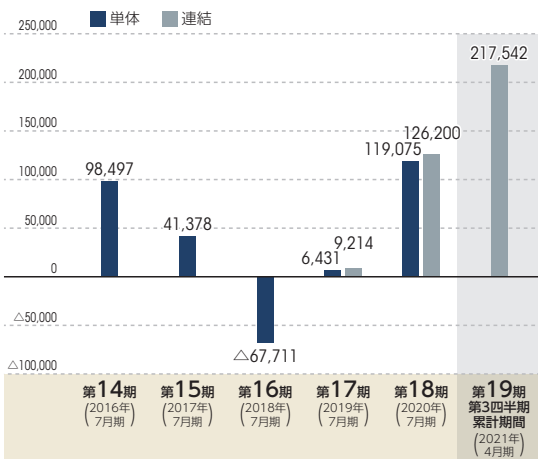
## ■純資産額／総資産額

(単位:千円)



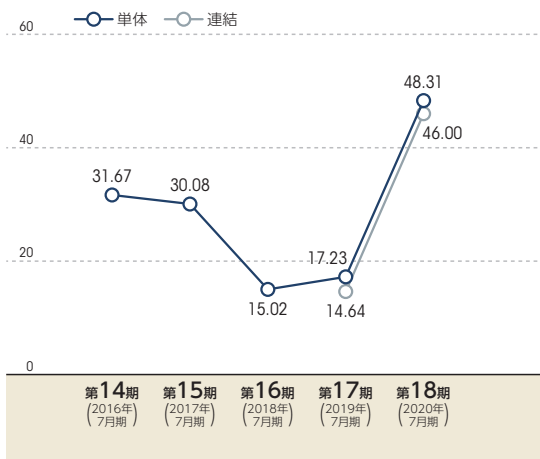
## ■経常利益又は経常損失(△)

(単位:千円)



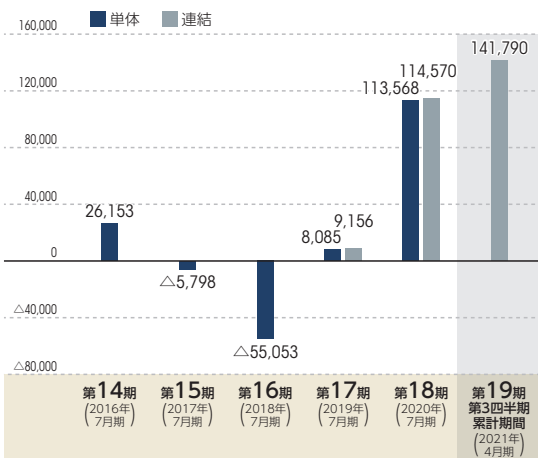
## ■1株当たり純資産額

(単位:円)



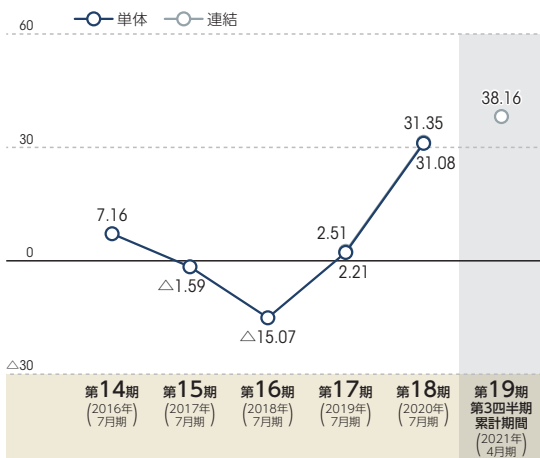
## ■親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益／当期純利益又は当期純損失(△)

(単位:千円)



## ■1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(単位:円)



(注) 当社は、2018年2月2日付で普通株式1株につき10株、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますので、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

# 目次

頁

## 表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	20
5. 従業員の状況	21
第2 事業の状況	22
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	22
2. 事業等のリスク	26
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	30
4. 経営上の重要な契約等	37
5. 研究開発活動	37
第3 設備の状況	38
1. 設備投資等の概要	38
2. 主要な設備の状況	38
3. 設備の新設、除却等の計画	38
第4 提出会社の状況	39
1. 株式等の状況	39
2. 自己株式の取得等の状況	52
3. 配当政策	52
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	53

第5	経理の状況	62
1.	連結財務諸表等	63
(1)	連結財務諸表	63
(2)	その他	112
2.	財務諸表等	113
(1)	財務諸表	113
(2)	主な資産及び負債の内容	129
(3)	その他	129
第6	提出会社の株式事務の概要	130
第7	提出会社の参考情報	132
1.	提出会社の親会社等の情報	132
2.	その他の参考情報	132
第四部	株式公開情報	133
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	133
第2	第三者割当等の概況	134
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	134
2.	取得者の概況	135
3.	取得者の株式等の移動状況	136
第3	株主の状況	137
	[監査報告書]	140

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月24日
【会社名】	株式会社デリバリーコンサルティング
【英訳名】	Delivery Consulting Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 琢夫
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪一丁目3番13号NBF高輪ビル
【電話番号】	03-6683-4474
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 伊藤 享弘
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪一丁目3番13号NBF高輪ビル
【電話番号】	03-6683-4474
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 伊藤 享弘
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 144,075,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,116,440,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 192,891,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	150,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

- （注）
- 2021年6月24日開催の取締役会決議によっております。
  - 発行数については、2021年7月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
  - 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）及び本募集と同時に行われる後記「第2 売  
出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受によ  
る売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、170,700株を上限として、SMB C日興証券株式  
会社が当社株主である阪口琢夫（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下  
「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによ  
る売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによ  
る売出し等について」をご参照ください。  
これに関連して、当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売  
出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式170,700株の新規  
発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又  
は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。
  - 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ  
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参  
照ください。
  - 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【募集の方法】

2021年7月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は2021年7月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	150,000	144,075,000	77,970,000
計（総発行株式）	150,000	144,075,000	77,970,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2021年6月24日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2021年7月19日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,130円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は169,500,000円となります。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2021年7月20日(火) 至 2021年7月27日(火)	未定 (注) 4	2021年7月28日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2021年7月9日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年7月19日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年7月9日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2021年7月19日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2021年7月19日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2021年7月29日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2021年7月12日から2021年7月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、自社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

##### ① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国の各支店で申込みの取扱いをいたします。

##### ② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂二丁目5番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。



#### 4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	150,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	150,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、2021年7月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。  
2. 上記引受人と発行価格決定日(2021年7月19日)に元引受契約を締結する予定であります。

#### 5【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
155,940,000	7,000,000	148,940,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,130円)を基礎として算出した見込額であります。  
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

##### (2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額148,940千円に第三者割当増資の手取り概算額上限176,838千円を合わせた、手取り概算額合計上限325,778千円については、事業拡大に伴う①人材確保及び教育訓練にかかる採用教育費(計130,500千円)及び②採用後の教育期間における人件費(計61,500千円)、並びに③残額を借入金の返済に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

①採用教育費として130,500千円(2022年7月期57,000千円、2023年7月期73,500千円)

当社グループが顧客企業に対しテクノロジーコサランサルティングを提供し、さらにその事業を拡大させていくためには、ITテクノロジーに関する知見を有する優秀な人材を十分に確保することが必要となります。また、新卒採用した社員を早期に育成するために必要な教育をする必要がありますので、これらの費用に充当します。

②人件費として61,500千円(2022年7月期29,000千円、2023年7月期32,500千円)

当社グループが採用した人材が戦力として見込めるまでの所定期間における人件費として充当します。

③借入金の返済として残額(2022年7月期40,000千円、2023年7月期以降に残額)

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2021年7月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	988,000	1,116,440,000	東京都港区南麻布三丁目20番1号 株式会社メディアシーク 558,000株
				東京都文京区 阪口 琢夫 430,000株
計(総売出株式)	—	988,000	1,116,440,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,130円）で算出した見込額であります。

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2021年 7月20日(火) 至 2021年 7月27日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番 1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずほ証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7 番1号 東洋証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁 目5番8号 いちよし証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番21 号 楽天証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁 目4番7号 極東証券株式会社 東京都千代田区麴町一丁目4 番地 松井証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2021年7月19日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

### 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	170,700	192,891,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	170,700	192,891,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,130円)で算出した見込額であります。

### 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### (1)【入札方式】

##### ①【入札による売出し】

該当事項はありません。

##### ②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2021年 7月20日(火) 至 2021年 7月27日(火)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、170,700株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2021年8月26日行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2021年8月26日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2021年7月19日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2021年6月24日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 170,700株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注) 2
(4)	払込期日	2021年8月31日(火)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、2021年7月9日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2021年7月19日に決定します。

### 4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である阪口琢夫及び当社株主であるMFアセット株式会社並びに当社新株予約権者である伊藤享弘、木村卓司、高橋昌樹、齋藤敦、土井祐史、水野悠介、緑川貴裕、藤川麻理、北啓介、山本智嗣、富樫卓、日高俊規、三浦祐也、長岡亮輔、奥野木勲、及川健介、阪口伸雄、矢野雅也、中山幸尋、宮城亮、北山裕介、高木秀任、宮本剛宏、小林祐子、永野雅之、上野光貴、野田真、藤原陽希、松永哲也、吉安監、遠藤崇晃、久保拓也、柴田明広、田原宏郷、當間裕理、渡辺雄太、田島陽介、福録徹宜、秋元瑞穂、伊原由佳、小林拓実、清水麻衣、寺崎雄大、中村真沙人及びその他19名は、SMB C日興証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2022年1月24日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

売出人である株式会社メディアシーク及び当社株主であるトランス・コスモス株式会社は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の2021年10月26日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2022年1月24日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第17期	第18期
決算年月		2019年7月	2020年7月
売上高	(千円)	1,148,904	1,509,152
経常利益	(千円)	9,214	126,200
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	9,156	114,570
包括利益	(千円)	8,277	114,614
純資産額	(千円)	56,602	171,216
総資産額	(千円)	339,083	650,685
1株当たり純資産額	(円)	14.64	46.00
1株当たり当期純利益	(円)	2.51	31.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	15.8	25.8
自己資本利益率	(%)	19.6	103.4
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	7,256	173,530
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△48,538	△7,720
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△49,280	85,127
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	97,641	347,935
従業員数	(人)	94	115

(注) 1. 当社は第17期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は、就業人員であり、使用人兼務取締役は含んでおりません。なお、平均臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

6. 第17期及び第18期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

7. 当社は、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2016年 7月	2017年 7月	2018年 7月	2019年 7月	2020年 7月
売上高 (千円)	616,707	775,166	777,222	1,054,391	1,394,510
経常利益又は経常損失(△) (千円)	98,497	41,378	△67,711	6,431	119,075
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	26,153	△5,798	△55,053	8,085	113,568
資本金 (千円)	29,025	29,025	29,025	29,025	29,025
発行済株式総数 (株)	5,254	5,254	52,540	52,540	52,540
純資産額 (千円)	115,718	109,920	57,981	66,067	179,635
総資産額 (千円)	356,111	382,862	361,418	342,696	634,919
1株当たり純資産額 (円)	31,668.95	30,082.12	1,501.55	17.23	48.31
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	7,157.42	△1,586.83	△1,506.66	2.21	31.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	32.5	28.7	15.2	18.4	27.8
自己資本利益率 (%)	25.5	—	—	13.7	94.9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	53	59	72	74	95

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第14期及び第17期、第18期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第15期及び第16期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できません。また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第15期及び第16期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
6. 従業員数は、就業人員であり、使用人兼務取締役は含んでおりません。なお、平均臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
7. 第17期及び第18期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第14期、第15期及び第16期については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
8. 当社は、2018年2月2日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
9. 当社は、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。



10. 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第17期の期首から適用しており、第16期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
11. 当社は、2018年2月2日付で普通株式1株につき10株、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第14期、第15期及び第16期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2016年7月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月
1株当たり純資産額 (円)	31.67	30.08	15.02	17.23	48.31
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	7.16	△1.59	△15.07	2.21	31.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

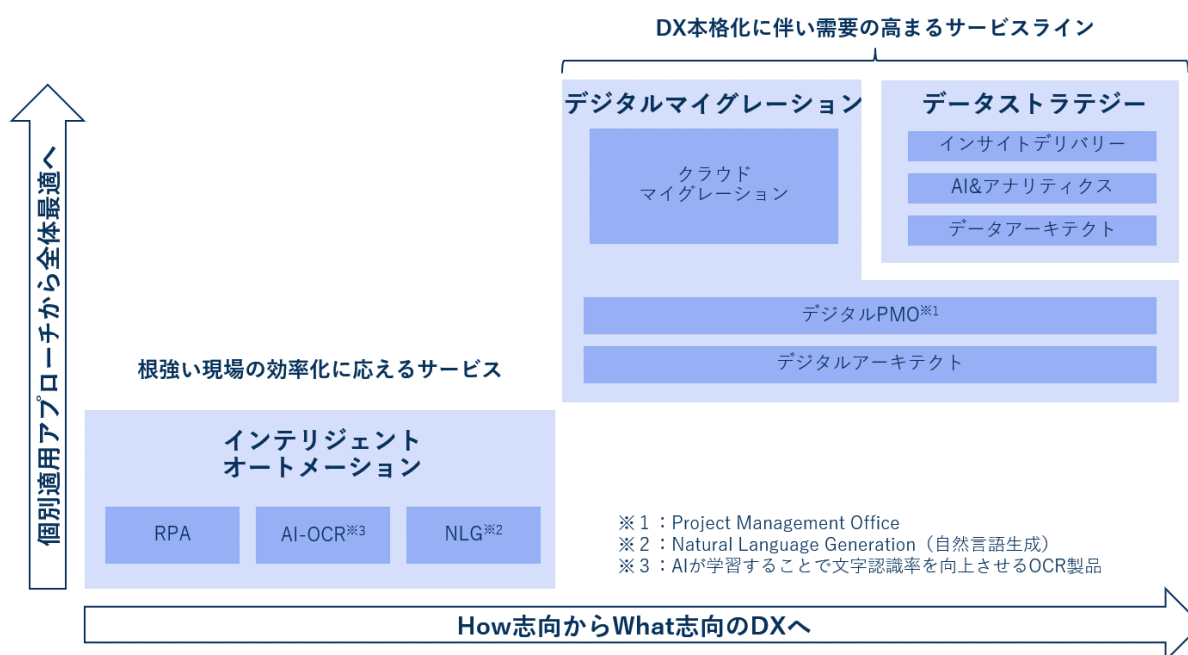
## 2 【沿革】

年 月	概 要
2003年4月	東京都港区南麻布に株式会社デリバリー（現 当社）（資本金1,000千円）を設立
2005年8月	株式会社メディアシークに対する第三者割当増資を実施し、同社の連結子会社となる
2005年8月	本社を東京都港区麻布台に移転
2005年8月	ベトナム・ホーチミンにDelivery Vietnam Co., Ltd. を設立し、日本向けオフショア開発事業開始
2006年7月	タイ・バンコクにDelivery Thai Co., Ltd. を設立し、日本向けBPO事業開始
2011年1月	本社を東京都港区南麻布に移転
2011年12月	福岡オフィスを開設
2013年6月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際標準規格である「ISO27001」の認証を取得
2013年12月	米国のTableau社とアライアンスパートナー（Tableau Alliance Partner Program）契約の締結
2015年3月	株式会社高速屋と共同出資で株式会社ディーソフトを設立
2015年4月	米国のTableau社よりアライアンスパートナー（Tableau Alliance Partner Program）に認定
2015年7月	タイ・チョンブリーにDelivery International Thai Co., Ltd.（タイ法人、現連結子会社）を設立し、タイ国内の日系企業向けの情報システム運用支援サービスを提供開始
2015年12月	企業の業務効率化を推進するロボティックオートメーションツール「ipaS」提供開始
2016年2月	業務拡大に伴い本社を東京都港区高輪に移転
2016年2月	テクノロジーコンサルティングへの取り組みを内外に明確にするため商号を株式会社デリバリーコンサルティングへ変更
2017年7月	株式会社ディーソフトの株式を一部譲渡し、同社を子会社から除外
2018年9月	Delivery Thai Co., Ltd. の全株式を譲渡し、同社を連結子会社から除外
2018年12月	米国のAutomated Insights社が開発した自然言語生成エンジンWordsmith（ワードスミス）の日本国内における販売代理店ライセンス取得
2019年6月	Delivery Vietnam Co., Ltd. の全株式を譲渡し、同社を連結子会社から除外
2019年11月	ロボティックオートメーションツール「ipaS」の名称を「ipaSロボ」に変更
2020年7月	株式会社セールスフォース・ドットコムの子会社である「IPA」の名称を「ipaSロボ」に変更
2020年8月	ネットスマイル株式会社とのAIを活用したOCR製品である「AIスキャンロボ®」販売代理店契約の締結
2020年10月	米国のTableau社よりTableau委託先公式サプライヤーに認定
2020年10月	株式会社MeeCapとの業務可視化・分析ソリューション「MeeCap®」販売業務委託契約の締結
2021年1月	株式会社メディアシークからの派遣役員の異動により、同社の連結子会社から持分法適用関連会社に変更
2021年3月	ウイングアーク1st株式会社と同社製品導入における協業を推進するEmpowerment Partner契約の締結
2021年3月	Kore.ai, Japan合同会社とアライアンスパートナー契約の締結

### 3 【事業の内容】

当社グループは、ITコンサルティング事業を提供することを目的として創業し、その後ITコンサルティングに加えて、ベトナムやタイのリソースを活用したオフショアサービスを提供してまいりました。その知見を活かし、テクノロジーコンサルティングの強化と、当社グループ発の革新的な製品・サービスをお客様に提供していきたいと考えており、ITコンサルティングとITシステム開発の双方向からクライアント企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）（\*1）を支援することを経営方針として、デジタルトランスフォーメーション事業を展開しております。

なお、当社では、2020年10月13日開催の取締役会において、従前のコンサルティング事業及びデジタルソリューション事業の複数セグメントからデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントへの変更を決議しております。現在、企業社会におけるDXへの取り組みは本格化し、個別業務のIT化といった「個別適用アプローチ」から、企業経営全体の観点からデジタルを活用する「全体最適」が求められ、また、ITシステムの導入をどう進めるか、という「How志向」から、デジタルによってどんな事業・ビジネスを生み出すかという「What志向」に向かう、DX本格化時代が始まっていると考えております（下図）。当社グループとして、このような時代のニーズに対応しつつ、従前の2つの事業におけるサービスを同一の顧客に対して複合的に提供することが多くなっていることを背景に、当社グループの今後の事業展開、経営資源の配分、経営管理体制の実態等の観点から、両者を一体的な事業と捉えることが合理的であり、デジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントが適切であると判断したことによるものであります。



当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業の特色は、クライアントのデジタルプラットフォーム構築のハブとなるDXパートナーとして、当社が保有する技術知見によってクラウド、AI（人工知能）やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）（\*2）など先端技術を活用し、クライアントのビジネスモデル変革や新たなサービス開発に最適なシステム像を描き、クライアントの企業価値の最大化に貢献できると考えております。当事業では、デジタルマイグレーション、データストラテジー及びインテリジェントオートメーションの3つのサービス及びソリューションを提供しております。具体的には、DX全般におけるデジタル化の構想やシステム開発を中心に推進する「デジタルマイグレーション」、企業のデータ活用を戦略的に進める「データストラテジー」、現場の業務効率化のためのITツールの導入を進める「インテリジェントオートメーション」という3つのサービス・ソリューションすべてにテクノロジーコンサルティングの知見を活用して行います。

## (デジタルマイグレーション)

クライアントのデジタル化推進（デジタルマイグレーション）に必要な開発体制の立ち上げから、クライアントの自立、DX習慣化までを行います。クライアントの構想するデジタル活用の早期実現と、その後の継続的なビジネス拡張について、「構想」、「進行」、「実装」の3つのフェーズからコンサルティングからシステム構築まで提供しております。



### ① デジタルアーキテクト～「構想」

高い専門性と経験を兼ね備えたITプロフェッショナルとして、顧客が直面している様々な経営課題を解決し、ビジネスの変革を実現する柔軟さを持つシステム全体像のアーキテクト（設計）を行います。

ITサービスから個別のシステムまで、クラウド、SaaSなど技術の新旧にとらわれず、最適なテクノロジーを選定し、クライアントのゴール（目標）を達成するシステムの全体像をデザインし、DXの構想づくりを支援しております。

コアテクノロジーの特徴と効果を把握し、システムの実装や顧客接点デジタル化において、拡張性、安定性及び堅牢性の高いシステムとなるよう、全体像をデザインします。

### ② デジタルPMO～「進行」

DXに特化したPMO（プロジェクト・マネジメント・オフィス）サービスとして、クライアントのDXプロジェクト運営を担い、実現を目指します。DXプロジェクトでは、複数のテクノロジーや開発ベンダーが並走する中で、デジタルサービス全体のコンセプトを維持しながら安定的に実装と改善を進めることが必要となります。デジタルPMOは、クライアントと各種開発チームの間に立ち、テクノロジーの特徴を把握した上で、円滑な進行と高度なコミュニケーションを実現し、各開発チームの技術力に合わせた工程を設計し着工を早期化します。また、対象となる技術、作業や環境を標準化し、教育と評価を実施することや、開発体制の構築をプロジェクト計画に組み込むことで、クライアントの目標に合わせた着実な開発内製化の実現を支援しております。情報不足やスキル不足といったDXプロジェクト推進の阻害要因を、技術力と内製化支援で速やかに排除し、クライアントが初期設定したゴール（目標）を達成するためのプロジェクトの進行役となります。

### ③ クラウドマイグレーション～「実装」

Salesforce(\*3)、AWS(\*4)、Tableau(\*5)等の主流テクノロジーの活用と、システム開発を組み合わせることで、CX（顧客体験）を向上させるためのデジタル環境の実装を支援しております。

EC（電子商取引）やソーシャルのような顧客接点があり、顧客の行動履歴データから打ち手を算出するBI（ビジネスインテリジェンス）(\*6)、AIと各々顧客接点が連動することで、CXの全体最適を実現し、クライアントのデジタルサービスの成長を長期的に支援しております。

(データストラテジー)

データ・テクノロジーを駆使することで、インサイト（クライアントが潜在的に持っているビジネス目標）の抽出から、データのマネタイズ（ビジネス価値創出）まで、企業が保有するデータの有効活用方法をコンサルテーションし、クライアントビジネス変革を包括的に支援しております。

データアーキテクト	インサイトデリバリー	AI&アナリティクス
IoTデータの収集やデータ管理基盤の構築など、インサイトの源泉となるデータの効率的な収集や管理を支援	モダンBIシステムの導入、活用から性能改善まで、ビジネスの意思決定を支えるインサイトの導出を支援	統計解析やNLGをBIシステムやWebアプリケーションと連携させ、業務現場でのデータ活用を支援

① データアーキテクト

クラウド用にデザインされたデータウェアハウスサービスを活用し、クラウドBI化戦略をサポートしております。オンプレミスで構築されたBIシステムを、クラウド環境へ移行することでコストを削減し、性能やデータ容量面における柔軟性を獲得することを可能にします。使われないBIシステムに陥る原因の多くはシステムパフォーマンスが不十分であるためと言われており、具体的には、必要な情報を導き出すための応答性能が悪いことがBIシステム利用の阻害要因となります。パフォーマンス診断によりボトルネックを的確に見極め、合理的に性能を改善していきます。

② インサイトデリバリー

事業課題から最適なデータ活用シナリオを定義し、その実現に必要なシステム化構想やBIツールの選定を行っております。また、最適なソフトウェア・サービスの選定、多様なソースからのデータ取得・統合、DWH（データウェアハウス）(\*7)やデータマート(\*8)の設計・構築、レポートやダッシュボードの設計・開発など、BIシステムの構築に求められるあらゆる工程を支援しております。

③ AI&アナリティクス

NLG（自動言語生成）などを活用したAI関連ソリューションを、技術検証・業務検証からBIツールやRPAと連携させた上で、導入から運用までトータルで支援しております。

(a) 「Wordsmith」

米国のAutomated Insights社の製品「Wordsmith」の代理店販売及び導入支援業務を行っております。「Wordsmith」はNLG技術を活用し、グラフや表などのデータから人間が書いたような自然な文章を自動で生成するソリューションです。当社では、日本初の「Wordsmith」の国内販売代理店となっているほか、クライアント企業の活用用途に合わせ、「Wordsmith」の導入支援も行っております。

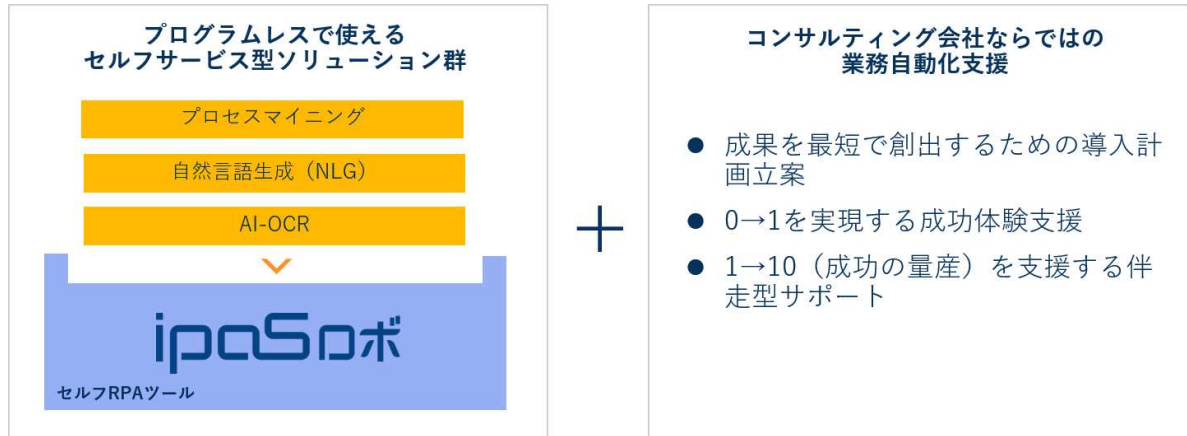
(b) 「aimS」 (AI Merchandizing Service)

「aimS」は、クラウドテクノロジーとAIを活用したソリューションであり、発売から終売までの商品ライフサイクル全体における売り方を最適化し、クライアント企業の売上、利益の増加に貢献するクラウドソリューションです。AIを活用したビッグデータアナリティクスを通じて、需要に合わせた在庫数を算出するほか、売れ残りそうな在庫を検出し、早期にアラートを出すといった機能を備えており、欠品（機会ロス）、余剰在庫、及び業務工数の増加といった課題へのソリューションを提供しております。

(インテリジェントオートメーション)

DXの最初期段階に当たる現場業務のデジタル化により、作業の効率化を支援します。コンサルティング企業として、ITツールの充実した導入支援はもちろん、DXへの拡大ソリューションまで提供します。

セルフRPAツール「ipaSロボ」をベースとした業務自動化ソリューションとコンサルティング会社ならではの業務自動化支援を組み合わせ合わせたユニークなサービスを提供しております。



#### ① 業務自動化支援

RPA導入の成果を最短で創出するための導入計画立案から、0→1を実現する成功体験支援、1→10（成功の量産）を支援する伴走型サポートまで、業務を分析した上で対象業務についてRPAのSCRIPT作成を行うといった、コンサルティング会社ならではの実効性のある支援を行います。

#### ② ipaSロボ(業務自動化ソリューション)

業務自動化ソリューションipaSロボは、RPA技術を活用し、PCで動作するあらゆるシステムに対し、人が行っていたマウス並びにキーボード操作を記録し、作業を自動化することができる業務自動化ツールです。

従来の業務自動化ツールは操作できるシステムやアプリケーションに制約がある場合が多いですが、当社のipaSロボは高度な画像認識機能により画面上に表示された画像・項目・値を正確に認識しながら操作を自動化するので、画面が表示されるものであればどのようなシステムやアプリケーションでも自由に制御することができます。

また、自動化ツールで最も時間のかかる作業が、操作を記録し編集する作業です。ipaSロボでは複雑な分岐・繰り返し処理を入れる場合でもプログラミング不要で記録・編集できるため、迅速なSCRIPT開発を可能としています。

#### ③ ライティング代行ロボ by ipaSロボ

ライティング（文章化）代行ロボby ipaSロボは、当社のRPA技術と前述のNLGソフトウェア「Wordsmith」を融合させ、データ収集・加工・成形から文章表示、文章校正（レポート化）及び配信までを一貫して行う製品です。

これにより数十の店舗を持つマネージャーの各店舗のサマリレポート作成代行、数千の商品の流通状況報告レポート作成代行及び数万のサポーター・ファンへの個別対応レター作成代行などが可能になり、業務効率化に大きく貢献いたします。

#### ④ AIスキャンロボ

AIスキャンロボは、ネットスマイル株式会社により提供されている、少量多品種の帳票読取処理に適したAI-OCRサービスです。

AI-OCRとRPAの導入により、帳票をスキャナから纏めて一括スキャンするだけで、所定の単位でPDFファイルが管理されるようになり、紙の運用から開放されます。また、読取データとの突合せ作業が自動化され、不一致のデータのみの手入力となり、データ入力作業の削減が可能になります。新規追加帳票伝票に対する読取項目の設定も現場ご担当者でも簡単に設定ができます。

⑤ プロセスマイニング(\*9)による業務プロセス最適化

RPAなどの業務自動化ツールを導入する際の大きなリスクの一つは、業務プロセスが十分に可視化されていないために、自動化すべき業務を見逃すことで効果が限定的に終わってしまうことです。プロセスマイニングは、既に社内を導入されているシステムなどのログデータを活用し、業務プロセスの処理パターン（正常、例外処理、処理頻度、ボトルネック箇所など）を含め可視化し分析を行うものです。無駄なプロセスの発見や、集約可能なプロセスの発見等がプロセスマイニングによって実現するため、RPA導入前に自動化すべき業務プロセスを最適化することが可能になります。

当社ではCelonis(\*10)、MeeCap(\*11)、myInvenio(\*12)といったプロセスマイニングツールを活用して業務プロセスの分析・最適化を支援しています。

[用語解説]

(\*1)DX（デジタルトランスフォーメーション）

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

(\*2)RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）

ソフトウェアロボット（ボット）又は仮想的労働者と呼ばれる概念に基づく、事業プロセス自動化技術の一種。

(\*3)Salesforce

Salesforce.com社により提供されている顧客管理システム（CRM）や営業支援システム（SFA）を中心としたクラウドコンピューティングサービスの総称。

(\*4)AWS

Amazon.com社により提供されているクラウドコンピューティングサービスの総称。

(\*5)Tableau

Tableau社により提供されているデータ分析や可視化に最適なBIツール。

(\*6)BI（ビジネスインテリジェンス）

企業などの組織のデータを、収集・蓄積・分析・報告することにより、経営上などの意思決定に役立つ手法や技術の総称。

(\*7)DWH（データウェアハウス）

企業の意味決定を支援するために使用される、時系列と目的別に編成・統合された大規模なビジネスデータの集合。

(\*8)データマート

データウェアハウスの中から特定の目的に合わせた部分を取り出したもの。

(\*9)プロセスマイニング

業務プロセスの処理パターンをイベントログデータの蓄積により可視化し、現状を把握して改善点を特定することで業務の効率化を支援する手法。

(\*10)Celonis

Celonis社が開発したプロセスマイニングツール。

(\*11)MeeCap

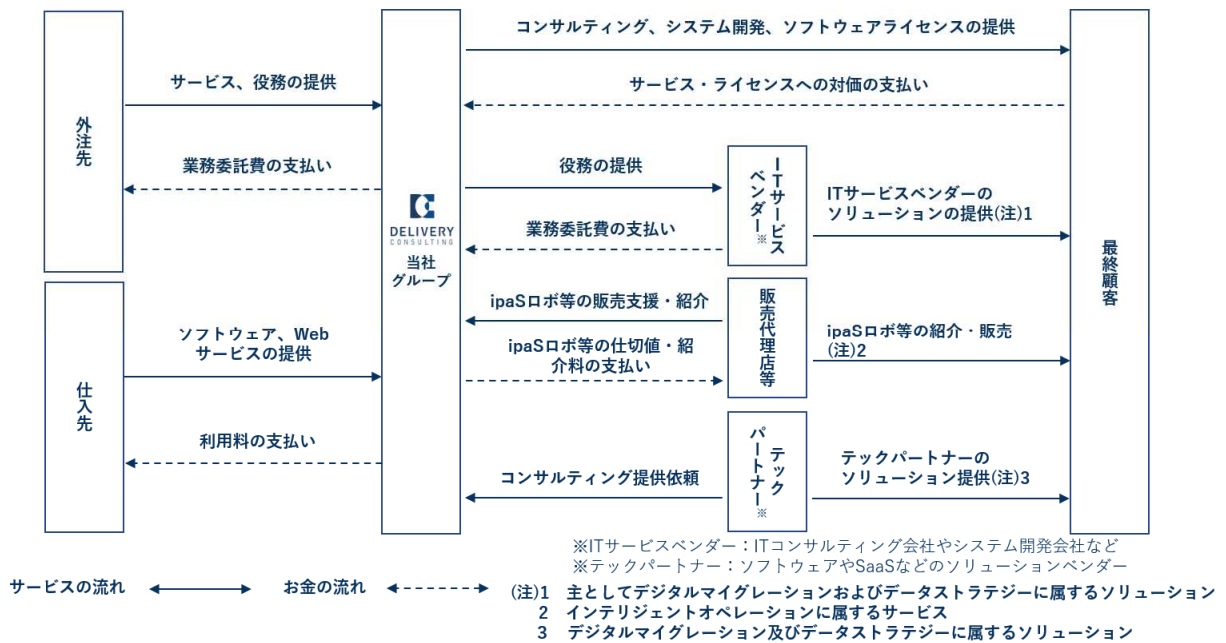
MeeCap社が開発したプロセスマイニングツール。

(\*12)myInvenio

Cognitive Technology社が開発したプロセスマイニングツール。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は、以下のとおりです。





#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内 容（注）1	議決権の所 有割合又は 被所有割合 （%）	関係内容
（親会社） 株式会社メディアシーク （注）2	東京都港区	千円 823,267	企業向けシステム コンサルティング 及びコンシューマ 向け情報サービス の提供	被所有 40.07	本社業務の委託 システム開発・保守運用業 務の受託 役員の兼任5名
（連結子会社） Delivery International Thai Co., Ltd. （注）3	Chonburi, Thailand	千タイバーツ 4,000	コンサルティング 事業（注）4	99.95	システム開発業務の委託 システム開発業務の受託 資金の貸付け

（注）1. 「主要な事業の内容」欄には、親会社については事業の内容を記載しており、子会社についてはセグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券報告書の提出会社です。なお、当社の親会社でありました株式会社メディアシークは、2021年1月18日の臨時株主総会において、親会社役職員の申請会社役員との兼任関係を解消したことにより、親会社からその他の関係会社となりました。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 当社では、2020年10月13日開催の取締役会において、「コンサルティング事業」及び「デジタルソリューション事業」の2つの報告セグメントから「デジタルトランスフォーメーション事業」の単一セグメントへの変更を決議しております。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

当社グループはデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、部門別に記載しております。

2021年5月31日現在

事業部門の名称	従業員数（人）
事業部門	125
管理部門	8
合計	133

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役は含んでおりません。  
2. 臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

2021年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
106	34.1	4.4	5,052

当社はデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、部門別に記載しております。

事業部門の名称	従業員数（人）
事業部門	98
管理部門	8
合計	106

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役は含んでおりません。  
2. 臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。なお、使用人兼務役員の使用人としての給与部分を除いて計算しております。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は円滑に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループでは、以下のとおり経営理念を掲げ、全役職員が共有しております。

### 日本のITサービスを変えるテクノロジーコンサルティング

#### ● 企業を変革するビジネスパートナー

我々はレガシーと最先端の双方を熟知したITプロフェッショナル集団。システム構築から内製化まで高付加価値サービスを提供し、クライアントのビジネスモデル変革や新規サービス開発を実現します。

#### ● 時代が求める、時代に先駆けるIT人材を育成

デジタル技術が企業変革を加速する時代。1)世界レベルのテックナレッジによりシステムを最適構築するアーキテクト、2)デジタル変革を成功に導くプロジェクトマネジメント、3)システム内製化を具現するイネーブルメントの3つをコア・コンピタンスとしたITプロフェッショナルを育成します。

#### ● 健全な企業文化と健全な経営

挑戦・互助・公正を尊重する企業文化を育み、楽しく豊かに働く環境を提供。日本を支えるITサービス産業の一員として正々堂々と経営を行い、社会の発展に貢献します。

当社グループは2003年4月の当社設立当初から、ITコンサルティング力とアウトソーシングを融合し、お客様にとってより付加価値の高いサービスの提供を目指して事業を行ってまいりました。

これまで培ってきたお客様へ確実にサービスをデリバリーしていく能力は、プロジェクトマネジメント力・技術力の向上により安定したものになってきております。

近年、クラウドコンピューティングが発達し、IoT、ビッグデータ、AI、RPAなど新たな技術が生まれ、これまで以上にテクノロジーを使ってどのようにお客様のビジネスを高度化していくかということが重要になってきております。

このような中で当社グループは、「テクノロジーコンサルティング」の強化と、当社グループ発の革新的な製品・サービスをお客様に提供していきたいと考えており、ITコンサルティングとITシステム開発の双方向からクライアント企業のDX推進を支援することを経営方針として事業を展開しております。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループは持続的な成長を通じた企業価値の向上を目指しており、事業拡大の観点から売上高を重要な経営指標と位置づけ、収益力の強化に邁進してまいります。また、強固な経営基盤及び高利益体質を構築すべく、営業利益及び営業利益率を重要な経営指標と位置づけ、経営の効率化を図ってまいります。

### (3) 経営環境及び経営戦略

当社グループがターゲットとするDX市場は、調査会社IDC Japan株式会社が2021年4月に発表した「国内第3のプラットフォーム向けITサービス市場予測、2021年～2025年」によると、「エンタープライズモビリティ」、「ビジネスアナリティックス」、「クラウド」及び「ソーシャルビジネス」の4つの要素で構成される新しいテクノロジープラットフォームに関連したITサービス市場であると考えられています。同市場は高成長を継続しておりますが、なかでもインターネットを通じてITサービスを提供する「クラウド」やデータを基に経営施策を分析、考案していく「ビジネスアナリティックス」といった領域においては、2020年から2025年にかけてCAGR（年平均成長率）10.5%～32.1%の成長が見込まれております。この領域は、当社グループが設立以来ITコンサルティングを通じて、知見を培ってきた領域でもあります。

また、当社ではDXが進む方向性を以下のとおり考えており、AIやRPAなどを用いた生産性向上を主眼とした黎明期から本格的なDXへ移行するなかで、当社グループの持つ技術力や知見に対する需要は今後も堅調に推移することが期待されます。

#### How志向からWhat志向のDXへ

作業の生産性向上からデジタル技術による顧客への新たな価値提供という本来の目的に向けたデータ活用や、顧客接点のデジタル化といった当社グループの得意領域へ、DXのフォーカスが移行するものと考えております。

#### 個別適用アプローチの限界から全体最適へ

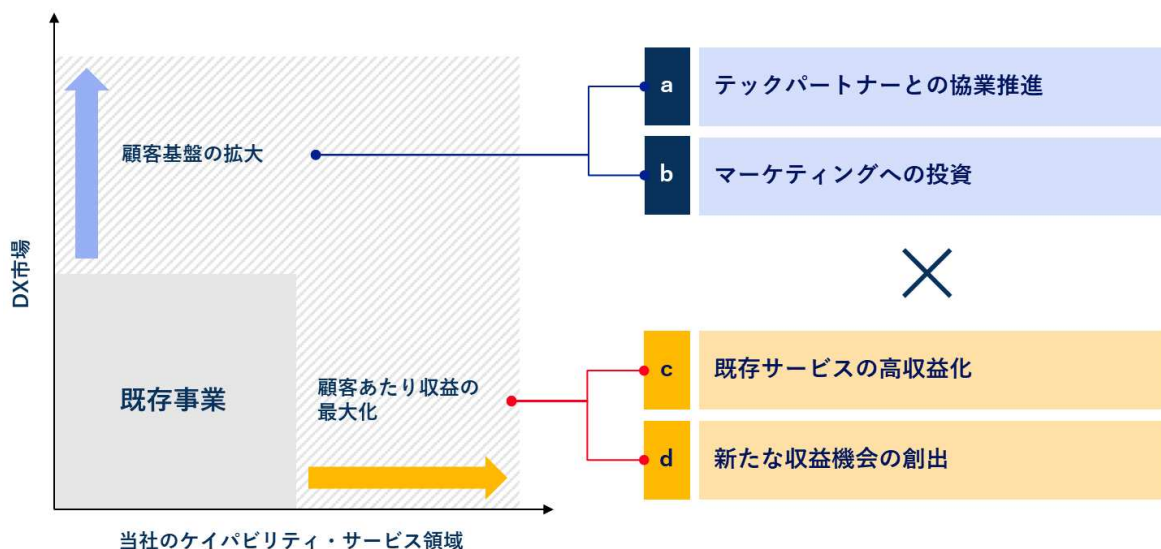
DXの本来の目的に沿った新旧技術の融合・最適運用が求められるようになり、当社グループが創業以来培ってきた、事業の全体像を見通して最適なシステムやビジネスモデルを設計する「アーキテクチャ思考」アプローチが重要になると考えております。

#### システム内製化への動きが加速

ITベンダー依存では不可逆的な変化に対して即時に対応することが困難です。今後は、高い技術力や知見に基づくイネーブルメント（内製化支援）が強く求められるようになるものと考えております。

このような経営環境の下、当社グループはこれまで培ってきた最新ITソリューション及びクラウドサービスの活用力等を活かして、DXによる新たな価値創出を念頭に、各種テックを統合的な視点から最適運用し、プロジェクトの規模を問わず将来的な拡張性を維持し、活用する中で発生する新たな課題に対して素早く対応することのできるシステムやサービスを提供してまいります。

その実現に向けて、当社グループでは今後の経営戦略上の主要な施策として、(a)テックパートナーとの協業推進と(b)マーケティングへの投資を進め、成長著しいDX市場で顧客基盤を拡大するとともに、(c)既存サービスの高収益化と(d)新たな収益機会の創出により顧客あたり収益を最大化することを掲げて、その実行に努めてまいります。



(a) テックパートナーとの協業推進

DX推進に必要なソフトウェアやクラウドサービスを提供するテックパートナーとは、その顧客に対してソフトウェアやクラウドサービスの活用支援を当社が行うことで協力関係を強固なものにし、継続的な新規顧客開拓を実現します。

ソリューションごとの主要テックパートナー（2021年3月時点）

- ・ビジュアルによる分析ソリューション：Tableau、WingArc1st
- ・CRMプラットフォーム：Salesforce.com
- ・自然言語生成サービス：Wordsmith
- ・対話型人工知能（Conversational AI）ソリューション：Kore.ai
- ・データマネジメントツール：Syniti
- ・クラウドインフラ：AWS

(b) マーケティングへの投資

各種マーケティング施策を企画・実行し、当社のブランド認知を高め、新規顧客との接触機会を増加させることで顧客獲得能力の増強を図ります。

マーケティング施策	期待される効果	概要
WEBサイト、SNSなどの自社メディア開発	・ブランド認知向上 ・リード獲得	DXを指向する企業担当者や新たな技術情報を求めているエンジニアに対して、当社で取り扱っている技術に関する情報や、プロジェクトから得られた知見等を継続的に発信し、検索認知度を向上させ、集客力を高めていく予定です。ブランド認知の向上に加えて、特定技術テーマにおけるリード獲得を狙います。具体的には以下の通りです。 ・公式ブログ「テックブログ ENABLE」 2021年8月に当社のテクノロジー力を示し、新規顧客リード、採用補強を目的にスタートします。 ・コーポレートサイト 2021年7月に経営理念「The PLEDGE」掲載、IRサイトをオープンする予定です。 2021年8月以降、マーケティングサイト（サービス・製品等）を順次改修予定です。
書籍出版	・ブランド認知向上 ・興味喚起	当社の最大の競争力であるテクノロジーコンサルタントの在り方や育成について書籍を出版。販促による認知向上やトップセールスツールとして活用していきます。2021年10月にIT出版社の大手クロスメディア・パブリッシング（発売インプレス）より書籍を刊行予定です。
ウェビナー	・ブランド認知向上 ・リード獲得	各種ITツールやその導入・活用に関するウェビナーを定期開催。ブランド認知向上とともに、新規顧客の獲得を目指します。 2020年8月から2021年5月までに、インテリジェントオートメーションで6回、デジタルマイグレーションで1回、データストラテジーで3回実施しており、今後も年間通じて継続的に10回程度実施予定です。

(c) 既存サービスの高収益化

当社グループのサービス提供実績を積み上げていくことで提案価値を強化するとともに、獲得単価の交渉力を上げ、案件ごとの受注金額の向上を図ってまいります。また、サービス工程の標準化やナレッジの共有等により粗利率を改善し、案件ごとの収益向上を図ってまいります。

#### (d) 新たな収益機会の創出

当社グループの対応可能な技術を拡大することで課題解決領域を広げ、新たな収益機会を創出してまいります。2021年7月期には、新たに3つのテクノロジー製品についてパートナー契約などを結び取り扱いの拡大をしております。

施策	期待される効果
マーケットリーダー製品の取り扱い	大きな需要の獲得により売上拡大に即効性
新興の技術や製品の取り扱い	将来的な需要増を見込んだ先行投資によって差別化を図る
複数製品による機能の網羅性の拡大	クロスセル機会の創出

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### ①最先端IT技術への対応

これまでIT業界はIoT、ビッグデータ、AIといった新たな技術により発展を遂げてきました。IT技術の進化は現在も急速に進んでおり、IT技術をどのように使ってクライアント企業のビジネスを高度化していくかということがこれまで以上に重要になってきています。当社グループでは、最先端IT技術の発掘に取り組むとともに、それらに対する理解を深め、活用方法を日々研究しております。また、最先端技術と既存技術との融合も視野に入れることで、これまで不可能とされていた技術への挑戦を行い、より付加価値の高いサービスの提供を目指しております。

##### ②市場変化への対応

IT業界は、今後も技術革新や新たなサービスモデル等により、既存サービス・製品の陳腐化、代替サービス、類似サービスの登場により競争の変化が起こると考えられます。これらの変化に対応するために、市場動向を把握し、クライアント企業にとって最適なソリューションを提供し続けられるよう努めております。今後も市場のニーズを先取りしたサービス・製品を開発し、市場の変化に対応していくため、組織体制及び経営体制の強化を継続的に行ってまいります。

##### ③当社及び当社サービスの認知度向上

当社グループは、最新のIT技術を活用したサービス及び製品を提供しており、事業の拡大に向けて、より多くの方に安心してサービス・製品を利用していただけるよう、当社グループ及び当社グループのサービス・製品の知名度や信頼を向上させることが重要であると認識しております。当社グループは引き続き高品質のサービス・製品の提供を通じて、信頼の獲得に努めるほか、プロモーション活動の強化にも努め、認知度向上を図ってまいります。

##### ④優秀な人材確保と組織体制の強化

当社グループは、継続的に事業拡大を行うために、優秀な人材を十分に確保することが課題と考えております。今後は、高い専門性を有した人材を育成することで、市場の変化に耐えうる組織基盤を構築する考えであります。

そのため、新卒採用の強化と経験者の中途採用を継続的に行うと同時に、社内外の研修など教育制度を整備し、同時に人事評価制度の改善や、イノベーションを奨励する労働環境を作ることで従業員のモチベーションを高め、優秀な人材の確保と定着を促進していく方針であります。

##### ⑤内部管理体制の強化

当社グループでは、企業価値最大化のため、業務の拡大に合わせて内部管理体制を強化することが必要であると認識しております。今後は、財務分析の強化、リスク管理の徹底等、健全な企業経営に必要な体制を強化するよう取り組んでまいります。

##### ⑥財務体質の健全化

当社グループでは、効率的な経営を推進するために、収益力の維持・向上を図ると共に、自己資本比率を高める財務体質の改善が重要であると認識しており、キャッシュ・フローの向上及び借入金の圧縮に取り組んでまいります。

## 2【事業等のリスク】

当社は、リスク管理に関して「リスク管理規程」を定め、代表取締役社長をリスク管理最高責任者、管理本部長を管理責任者とするリスク管理体制を整備しております。リスク管理最高責任者は全社的なリスクの統括実施管理にあたっております。また、リスク管理責任者はリスク管理を効果的かつ効率的に実施するため、当社グループのリスク管理に関する方針、体制及び対策に関する事項、リスクの洗い出しと評価及びリスク対策課題の策定と防止に関する事項等を検討し、経営会議における審議を経て、リスク管理最高責任者に報告しております。さらに、リスクが顕在化し、重大な事故等が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を組織し、当該事故等の解決にあたることとしております。

以下では、本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクを記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が続いております。本書提出日現在において、顧客のデジタル化投資が堅調であることに加え、当社グループはテレワークを推進し二次感染者の発生を最小限に抑える環境を整備しましたので、感染者が発生したとしても滞りなく業務提供を行うことが可能です。以上の理由から、当該感染症の影響が当社グループの事業に与える直接的な影響は限定的であるものの、未だ感染拡大が収束する見通しはたっておりません。当社グループでは、顧客との協議を綿密に行うことで、作業の延期や中止による影響を最小限に留めるとともに、テレワークの導入など就業場所に依存しない勤務形態を採用することで、役職員の安全確保に努めております。また、事業継続計画（BCP）を策定し、事業の復旧や継続を速やかに遂行する体制を構築しております。しかしながら、当該感染症が長期にわたり収束しない場合や深刻化した場合には、予定していた顧客先での作業の延期又は中止や、役職員の感染に伴うオフィスの閉鎖が発生するなど、事業活動に支障が生じることで、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 優秀な人材の確保及び育成について

当社グループが事業拡大を進めていくためには、優秀な人材の確保、育成及び定着が最重要課題であると認識しております。当社グループでは、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の改善や研修の実施等の施策を通じ、新入社員及び中途入社社員の育成、定着に取り組んでいます。当社グループでは今後もこれらの施策を継続していく予定ではありますが、これらの施策が効果的である保証はなく、必要な人材が十分に確保・育成できなかった場合や、採用後の人材流出が進んだ場合には、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 技術革新への対応について

当社グループが属している受託開発・パッケージ型のソフトウェア業界の特徴として、変動費となる原材料仕入が少なく人件費等の固定費水準が高いため、限界利益率が高いことがあげられます。そのため、売上高が増加した場合の増益額が他の産業に比べ大きい一方、売上高が減少した場合の減益額も他の産業に比べて大きく、利益の変動額が大きい傾向にあります。このような環境の中、急速な技術革新により、現在保有する技術・ノウハウなどが陳腐化した場合、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの主要な事業領域は、IT技術の進化及びそれに基づく新サービスの導入が頻繁に行われており変化の激しい業界となっております。そのため、継続的に新しい技術要素をITエンジニアに習得させて参りますが、何らかの理由で技術革新への対応が遅れた場合、当社グループが提供するサービスの競争力が低下する可能性があります。また、予定していない技術要素への投資が必要となった場合、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) Tableau社との取り組みについて

当社グループは、米国のTableau社より2015年4月にアライアンスパートナー（Tableau Alliance Partner Program）に認定され、同社製品の導入支援を顧客企業に対し行ってまいりました。また、2020年10月にはTableau委託先公式サプライヤーに認定されたことで、同社のプロフェッショナルサービスの一員として同社の顧客に対してサービスを提供しております。このような活動の中で、日本市場における同社の顧客への高品質な技術提供をより強力に推進するとともに、企業のDX推進に向けた様々なサービスを提供しており、当社グループの売上高のうちTableau関連の当連結会計年度の売上が6.2%（前連結会計年度は5.0%）を占めております。今後もTableauに関する技術の研鑽を行い、Tableau関連のサービスの品質を高く維持することで同社と良好な取引関係を継続することや、同社以外のテックパートナーの開拓による同社に依存しない収益構造の構築に努めてまいります。仮に新規テックパートナーの開拓が進まないなか、同社の事業方針の変更等により、取引関係の解消又は取引条件の大幅な変更がなされた場合や、Tableauの競争力が低下し、市場規模が縮小した場合には、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 小規模組織による業務執行体制及び内部管理体制について

当社グループの組織体制は小規模であり、業務執行体制及び内部管理体制もそれに応じたものになっております。今後の事業展開に応じて、採用・能力開発等によって業務執行体制及び内部管理体制の充実を図ってまいります。当初計画を超えて事業が成長し体制構築が追い付かない場合や、新たな人材の採用及び育成が順調に進まなかった場合、急な欠員等が発生した場合には、組織的対応が有効に機能しないことが考えられ、これにより当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 競合について

当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業は、既存の企業数は多く、高額な投資も不要であり許認可も必要としないことから、新規企業の参入障壁も低い業界であります。当社グループでは、市場環境の変化や同業他社の動向をタイムリーに把握することや特許や商標の出願・登録を積極的に進めるほか、価格だけでなく付加価値で対抗できるブランディングを図っております。今後、同業他社による新商品や新サービスの出現等によって価格競争が激化する結果、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報セキュリティについて

当社グループは業務遂行の一環として、個人情報や機密情報を取り扱うことがあります。当社グループでは2013年6月に情報セキュリティマネジメントシステム（ISO270001）のISMS認証を取得しており、情報管理に取り組んでおります。しかしながら、これらの情報について、サイバー攻撃等による情報セキュリティ事故が発生した場合、当社グループの社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金の支払い等により、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 為替の変動について

当社は、タイに連結子会社を有しております。国内情勢及び経済情勢の変化、著しい為替変動により、現時点で想定している為替レートと実勢レートに大幅な乖離がある場合には、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 製品等の瑕疵及び不具合について

当社グループが行うシステム開発案件においては、顧客による検収後、製品等の瑕疵が発見される場合や不具合（バグ）が発生する場合があります。このような不具合等の発生を防止するため、当社グループでは、システムの開発段階から納品までの間にわたり品質管理の徹底に努めております。予期せぬ不具合等が発生した場合には、修正対応に伴う工数増加や解約返金等による採算性の悪化や、当社グループ製品への信頼性の低下等により、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 借入金への依存について

当社グループは必要に応じて資金を金融機関からの借入金により調達しております。当社グループの業績や財政状態の悪化、風説、風評の流布等が発生した場合、あるいは金融不安等が発生した場合には、必要な資金を合理的な条件で確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。また、今後の金利動向に著しい変化が生じた場合には支払利息の増加等により、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。



(11) 特定の仕入先への依存について

当社グループは、株式会社アシリレラと販売パートナー契約を締結し、当社グループの商品である「ipaSロボ」に不可欠であるRPAエンジンの仕入を行っております。当連結会計年度における「ipaSロボ」関連の売上高は252,260千円（前連結会計年度は235,203千円）となっており、近年の「ipaSロボ」に関連する売上高の増加に伴い、当社グループの総仕入高に占める同社からの仕入高の割合が7割超となっております（当連結会計年度は73.8%、前連結会計年度は74.3%）。当社グループでは、同社との良好な取引関係の構築に引き続き取り組むとともに、取引基本契約を締結し、必要量を安定的に確保できる体制を整えておりますが、同社の事業方針の変更等により、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定の販売先への依存について

当社グループの売上高のうちトランス・コスモス株式会社に対する当連結会計年度の売上が21.5%（前連結会計年度は18.8%）を占めております。当社グループと同社は良好な取引関係を維持しており、今後も継続的な取引を見込んでおりますが、同社の事業方針の変更等により、取引関係の解消又は取引条件の大幅な変更等があった場合には、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(13) 協力会社の活用について

当社グループでは、必要に応じてシステムの設計、構築等について協力会社等に外注しております。現状では、協力会社と長期的かつ安定的な取引関係を保ち、エンジニアの確保に注力しておりますが、協力会社において技術力及び技術者数が確保できない場合及び外注コストが高騰した場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(14) 不採算案件の発生について

高度化、複雑化、短納期化するソフトウェア開発等の業務においては、開発途中での要件変更、品質の低下、納期遅延などの問題が発生するリスクがあります。当社グループでは、業務管理部門、品質管理部門は各プロジェクトの品質、コスト及び納期等の状況を見極め、異常を検知・予測し、早期に対策を講じて不採算案件の発生防止に努めております。しかしながら、このような取り組みにもかかわらず障害が防止できない場合、追加費用が発生して採算が悪化し、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(15) 代表者依存度について

創業以来、代表取締役社長を務めている阪口琢夫は、当社グループの経営方針や事業戦略構築等において重要な役割を果たしております。当社グループは、事業拡大に伴い代表者に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、現状においては何らかの理由により代表者が退任するような事態が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(16) 株式会社メディアシークとの関係について

本書提出日現在、株式会社メディアシークは、当社の発行済株式総数の33.40%を保有しており、当社グループは同社の持分法適用関連会社に該当しております。当社グループの事業展開方針については、同社から独立した意思決定によって進めており、また、今後、東京証券取引所マザーズ市場への上場時に当社グループは同社の関係会社から外れる予定でありますが、何らかの理由により同社の経営方針に変更が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(17) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、当社グループの取締役及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。本書提出日現在の新株予約権による潜在株式総数は891,900株であり、発行済株式総数4,384,000株の20.3%に相当します。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(18) 係争や訴訟について

本書提出日現在において当社グループの業績に重要な影響を及ぼす係争や訴訟は提起されておませんが、取引先とのトラブルの発生等、何らかの問題が生じた場合には係争や訴訟に発展する可能性があり、その内容及び結果によっては、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(19) 自然災害等の発生について

当社グループでは、大規模な地震や台風等の自然災害に備えてテレワークの導入や事業継続計画（BCP）の策定による事業の復旧や継続を速やかに遂行する体制を構築しておりますが、自然災害の規模によっては事業活動が停止あるいは著しく制約される可能性があり、その内容によっては、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

##### ① 経営成績の分析

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境に改善がみられ、全体として緩やかな回復基調が続いておりましたが、国内では各地での豪雨等自然災害による被害の発生や、海外では米中の通商問題の動向や中国経済の先行き、金融資本市場の変動による影響等に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による経済への影響は日々深刻化し、先行き不透明な状況はさらに強まっております。

当社グループは、当社グループが掲げる企業理念のもと、クライアント企業がデジタル技術を活用し、新たな製商品、サービス及びビジネスモデル等を創出するDX（デジタルトランスフォーメーション）を、サービス提供及びアプリケーション提供の双方向から支援することに取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における経営成績については、売上高は1,509,152千円（前連結会計年度比31.4%増）、営業利益は122,371千円（前連結会計年度は10,133千円）、経常利益は126,200千円（前連結会計年度は9,214千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は114,570千円（前連結会計年度は9,156千円）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別（※）の概況は以下の通りであります。

（※）当社では、2020年10月13日開催の取締役会において、「コンサルティング事業」及び「デジタルソリューション事業」の2つの報告セグメントから「デジタルトランスフォーメーション事業」の単一セグメントへの変更を決議しております。

##### （コンサルティング事業）

コンサルティング事業は、企業向けシステムコンサルティング業務を中心とし、IT技術に関するコンサルティング、コンピュータシステムの設計・開発及び運用サポート等のサービスの提供を通じてクライアント企業のデジタルトランスフォーメーションを支援しております。当連結会計年度の売上高は1,013,114千円（前連結会計年度比37.5%増）、セグメント利益は307,732千円（前連結会計年度比36.8%増）となりました。

##### （デジタルソリューション事業）

デジタルソリューション事業は、国内外の優れたIT製品・サービスの販売、その導入や活用支援などのコンサルティング提供に加え、独自のIT製品・サービスの開発・販売を行うなど、主にアプリケーションの提供を通じてクライアント企業のデジタルトランスフォーメーションを支援しております。当連結会計年度の売上高は496,038千円（前連結会計年度比27.3%増）、セグメント利益は79,128千円（前連結会計年度比99.8%増）となりました。

当第3四半期連結累計期間（自 2020年8月1日 至 2021年4月30日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、依然として厳しい状況にあります。国内でのワクチン接種開始や海外経済の改善もあり、国内景気に持ち直しの動きがみられるものの、政府より発令された緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は解除の見通しが立たず、依然として先行きが不透明な情勢が続いております。このような状況のなか、当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業は、クライアントのデジタルプラットフォーム構築のハブとなるDXパートナーとして、高い技術知見によってクラウド、AI（人工知能）やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）など先端技術を活用し、クライアントのビジネスモデル変革や新たなサービス開発に最適なシステム像を描き、クライアントの企業価値の最大化に貢献してまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における経営成績については、売上高は1,326,628千円、営業利益は215,323千円、経常利益は217,542千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は141,790千円となりました。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントをデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントに変更したため、セグメント別の記載を省略しております。

## ② 財政状態の分析

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

### （資産）

当連結会計年度末における総資産は650,685千円となり、前連結会計年度末に比べ311,602千円増加いたしました。流動資産は549,860千円となり、前連結会計年度末に比べ304,369千円増加いたしました。これは主に、その他のたな卸資産が999千円減少したものの、現金及び預金が250,293千円、売掛金が38,430千円、商品が8,776千円、仕掛品が4,462千円増加したことによるものであります。固定資産は100,824千円となり、前連結会計年度末に比べ7,232千円増加いたしました。これは主に、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却に加え、社内における働き方改革の一環でテレワークが進み、不要となった本社事務所の一部の解約にともない減損処理した有形固定資産が14,391千円あったものの、繰延税金資産を26,046千円計上したことによるものであります。

### （負債）

当連結会計年度末における負債合計は479,468千円となり、前連結会計年度末に比べ196,987千円増加いたしました。流動負債は348,170千円となり、前連結会計年度末に比べ143,605千円増加いたしました。これは主に、受注損失引当金が1,134千円減少したものの、前受金が32,573千円、未払消費税等が29,769千円、未払法人税等が22,674千円、買掛金が17,444千円、1年内返済予定の長期借入金が15,019千円、資産除去債務が9,645千円、短期借入金が8,000千円増加したことによるものであります。固定負債は131,298千円となり、前連結会計年度末に比べ53,382千円増加いたしました。これは資産除去債務の一部を流動負債に振替えたことにより8,725千円減少したものの、長期借入金が62,108千円増加したことによるものであります。

### （純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は171,216千円となり、前連結会計年度末に比べ114,614千円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益114,570千円の計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

当第3四半期連結累計期間（自 2020年8月1日 至 2021年4月30日）

### （資産）

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は767,141千円となり、前連結会計年度末に比べ217,280千円増加いたしました。これは主に、商品が9,065千円、仕掛品が1,527千円減少したものの、現金及び預金が197,273千円、売掛金が26,762千円、その他に含まれる前払費用が4,466千円増加したことによるものであります。固定資産は69,232千円となり、前連結会計年度末に比べ31,591千円減少いたしました。これは主に、オフィス縮小などにより投資その他の資産のその他に含まれる敷金が24,870千円、同じく投資その他の資産のその他に含まれる繰延税金資産が6,149千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は836,374千円となり、前連結会計年度末に比べ185,689千円増加いたしました。

### （負債）

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は296,612千円となり、前連結会計年度末に比べ51,558千円減少いたしました。これは主に、未払法人税等が34,240千円増加したものの、短期借入金38,000千円、資産除去債務7,495千円、その他に含まれる未払消費税等7,885千円、その他に含まれる前受金26,791千円、同じくその他に含まれる未払金が6,495千円減少したことによるものであります。固定負債は153,721千円となり、前連結会計年度末に比べ22,423千円増加いたしました。これは主に、長期借入金23,869千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は450,334千円となり、前連結会計年度末に比べ29,134千円減少いたしました。

### （純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は386,040千円となり、前連結会計年度末に比べ214,823千円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益を141,790千円計上、新株予約権の行使により73,000千円増加したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ250,293千円増加し、347,935千円となりました。

また、当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、173,530千円の収入（前連結会計年度は7,256千円の収入）となりました。これは主に、業務拡大により売上額が増加したことによる売上債権が38,582千円増加したものの、税金等調整前当期純利益を111,723千円計上したこと、当社製品である「ipaS」について大口顧客からの受注により前受金が増加したことなどによりその他の負債が41,454千円増加したこと、2019年10月に消費税率が10%に増税したことに伴い未払消費税等が29,510千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、7,720千円の支出（前連結会計年度は48,538千円の支出）となりました。これは主に、業務拡大に伴い人員を増加させたことによる社内用PCの購入等、有形固定資産の取得により6,943千円を支出したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、85,127千円の収入（前連結会計年度は49,280千円の支出）となりました。これは、短期借入金の返済により27,000千円、及び長期借入金の返済により72,873千円を支出したものの、主に新型コロナウイルスの流行による業績低下に備え金融機関より短期借入れにより35,000千円、長期借入れにより150,000千円の収入があったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前連結会計年度比 (%)	受注残高 (千円)	前連結会計年度比 (%)
コンサルティング事業	1,095,110	144.9	189,948	176.0
デジタルソリューション事業	495,067	114.0	70,030	98.6
合計	1,590,177	133.6	259,978	145.3

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

3. 第19期第1四半期連結会計期間より、従来のセグメントである「コンサルティング事業」と「デジタルソリューション事業」を「デジタルトランスフォーメーション事業」の単一セグメントに変更しておりますが、事業部門別の受注実績を示すと次のとおりです。また、参考として、以下のとおり第18期連結会計年度の数値を事業部門別に組み替えた数値もあわせて記載しております。なお、当該事業部門別の数値は、当社グループが提供するデジタルマイグレーション、データストラテジー及びインテリジェントオートメーションの3つのサービス及びソリューション別の受注実績とは異なるものですので、この点にご留意ください。

事業部門等の名称	第18期連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)				第19期第3四半期 連結累計期間 (自 2020年8月1日 至 2021年4月30日)	
	受注高 (千円)	前連結会計年 度比 (%)	受注残高 (千円)	前連結会計年 度比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
デジタルマイグレーション事業部	971,497	144.7	156,228	172.8	680,692	48,793
データストラテジー事業部	247,756	156.0	49,409	164.5	234,179	11,592
インテリジェントオートメーション事業部	240,119	87.2	20,620	50.3	234,524	72,483
Delivery International Thai Co.,Ltd. (子会社)	130,806	154.3	33,719	192.1	53,233	3,110
合計	1,590,177	133.6	259,978	145.3	1,202,630	135,979

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第18期連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	
	販売高 (千円)	前連結会計年度比 (%)
コンサルティング事業	1,013,114	137.5
デジタルソリューション事業	496,038	127.3
合計	1,509,152	131.4

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

3. 第19期第1四半期連結会計期間より、従来のセグメントである「コンサルティング事業」と「デジタルソリューション事業」を「デジタルトランスフォーメーション事業」の単一セグメントに変更しておりますが、事業部門別の販売実績を示すと次のとおりです。また、参考として、以下のとおり第18期連結会計年度の数値を事業部門別に組み替えた数値もあわせて記載しております。なお、当該事業部門別の数値は、当社グループが提供するデジタルマイグレーション、データストラテジー及びインテリジェントオートメーションの3つのサービス及びソリューション別の販売実績とは異なるものですので、この点にご留意ください。

事業部門等の名称	第18期連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)		第19期第3四半期 連結累計期間 (自 2020年8月1日 至 2021年4月30日)
	販売高 (千円)	前連結会計 年度比 (%)	販売高 (千円)
デジタルマイグレーション事業部	905,664	138.4	788,127
データストラテジー事業部	228,381	158.0	271,996
インテリジェントオートメーション事業部	260,464	106.3	182,661
Delivery International Thai Co.,Ltd. (子会社)	114,641	139.4	83,843
合計	1,509,152	131.4	1,326,628

4. 最近2連結会計年度及び当第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第17期連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)		第18期連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)		第19期第3四半期 連結累計期間 (自 2020年8月1日 至 2021年4月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
トランス・コスモス株式会社	215,769	18.8	324,718	21.5	232,133	17.5
ジブラルタ生命保険株式会社	129,113	11.2	78,011	5.2	26,810	2.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりです。なお、当社グループの経営成績等に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり認識しており、これらのリスクについては発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

(売上高)

当社グループでは、持続的な成長を通じた企業価値向上を目指しており、事業拡大の観点から売上高を重要な経営指標と位置づけ、収益力の強化に取り組んでおります。

当連結会計年度における売上高は、第3四半期以降に流行拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により一部顧客の受注が先送りになる等の影響があったものの、全般としては当社の顧客企業におけるデジタルトランスフォーメーションへの取組みに陰りは無く、コンサルティング事業及びデジタルソリューション事業ともに営業活動を活発化し売上高の増大に努めた結果、1,509,152千円（前連結会計年度比31.4%増）となりました。また、当該売上高は、当連結会計年度における売上高目標である1,507,400千円（計画比0.1%増）を上回る水準となっております。

(売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は、売上高の増加に加え、コンサルティング事業拡大のため人財採用・育成に注力したこと及び外部リソース調達による外注委託費等の増加により、1,137,267千円（前連結会計年度比28.4%増）となりました。特に、第3四半期以降においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に備え外部リソースを活用することより社内エンジニアの稼働率を向上させることにシフトしたことから、売上原価率が改善しております。

この結果、売上総利益は371,884千円（前連結会計年度比41.3%増）となりました。

(営業利益)

当社グループは、強固な経営基盤及び高利益率体質を構築すべく、営業利益及び営業利益率を重要な経営指標と位置づけ、経営の効率化に努めております。

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、主として役員報酬、給料、採用教育費等の人件費の計上があったものの、第3四半期以降に感染拡大した新型コロナウイルス感染症への対策として、役職員の就業形態をテレワーク中心に移行したことにより、出張費や通勤費等経費の大幅に削減することができました。これら要因により249,512千円（前連結会計年度比1.4%減）となりました。

この結果、営業利益は122,371千円（前連結会計年度は10,133千円）となり、営業利益率は8.1%（前連結会計年度は0.9%）となりました。また、当該営業利益は、当連結会計年度における利益目標である100,200千円（計画比22.1%増）を上回る水準となっております。

(経常利益)

当連結会計年度において、営業外収益は助成金収入等の計上により7,530千円（前連結会計年度比375.3%増）となりました。一方、営業外費用は支払利息や為替差損等の計上により3,701千円（前連結会計年度比47.9%増）となりました。

この結果、経常利益は126,200千円（前連結会計年度は9,214千円）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度において、特別利益は固定資産売却益の計上により2千円（前連結会計年度における特別利益の計上はありません。）となりました。一方、特別損失は減損損失及び固定資産除却損の計上により14,479千円（前連結会計年度は1,164千円）となりました。また、法人税、住民税及び事業税を23,200千円、法人税等調整額を△26,046千円計上しております。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は114,570千円（前連結会計年度は9,156千円）となりました。



② 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループでは、事業規模の拡大を進めるために、最先端IT技術の発掘や各種IT技術を活用した製品開発及びサービスの向上に取り組んでおります。これらの資金需要は、主として人件費や外注費ですが、手元資金及び営業キャッシュ・フローで補うことが可能と考えており、必要に応じて銀行借入れ等の有利子負債による調達を実施します。また、当社上場時の公募調達資金については、事業拡大に伴う①人材確保及び教育訓練に係る採用教育費に130,500千円及び②採用後の教育期間における人件費に61,500千円、並びに③残額を借入金の返済に充当する計画であります。

③ 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されており、その作成過程においては経営者による会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は、過去の実績及び決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいておりますが、その性質上、将来においてこれらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(工事進行基準)

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準を適用しております。適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び当連結会計年度末における工事進捗率を合理的に見積る必要があります。

工事進行基準による収益の計上の基礎となる工事原価総額は、工事等の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴うため、当社グループの業績を変動させる可能性があります。

(繰延税金資産)

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少又は増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

なお、重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

④ 経営戦略の現状と見通し

当社はサービス提供及びアプリケーション提供の双方向からクライアント企業のデジタルトランスフォーメーションを支援することを経営方針として事業を展開しております。

引き続き、クラウド、IoTデバイスまで、幅広いシステムアーキテクチャにおけるシステム開発・実装経験を有するコンサルティングサービスを提供するほか、AIや自動言語処理、アナリティクスなどの各種IT技術をマイクロサービスと組み合わせた独自のアプリケーションの企画・開発に取り組んでまいります。

⑤ 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループが今後さらなる成長を遂げるためには、さまざまな課題に対処することが必要であると認識しております。

それらの課題に対応するために、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、最先端IT技術の発掘及び次世代商品開発による競合との差別化を推進し、さらなる事業拡大を図ってまいります。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

契約の相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約締結日	契約期間
Tableau Software, Inc.	Tableau Alliance Partner Program Agreement	BI及び分析ソフトウェア (Tableau) のアライアンスパートナー契約	2013年 12月16日	2013年12月16日から 2014年12月15日まで 以後1年ごとの自動更新
株式会社アシリレラ	販売パートナー契約	RPAエンジン (ipaSロボライセンス) の購入契約	2015年 5月4日	2015年5月4日から 2016年5月3日まで 以後1年ごとの自動更新
Automated Insights, Inc.	Wordsmith Implementation Partner Agreement	自然言語生成エンジン (Wordsmith) の日本国内における販売代理店契約	2018年 9月12日	2018年9月12日から 2021年9月11日まで 以後1年ごとの自動更新
株式会社セールスフォース・ドットコム	グローバルサービス契約書	Tableau professional serviceに関するサブライヤー契約	2020年 9月11日	2020年9月11日から 2021年9月10日まで 以後1年ごとの自動更新

#### 5 【研究開発活動】

当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

当連結会計年度における研究開発費の総額は4,786千円となっております。

当社グループは、最先端のIT技術を活用したサービスの提供及び製品の開発等を通じてクライアント企業のビジネスの効率化等を支援しております。IT技術の進化は早く、当社グループが更なる成長を図るためには、最先端テクノロジーの発掘及び最先端技術と既存技術との融合が不可欠と考えており、今後当社グループで取り扱うべき技術に関する広範囲な調査と、そこで選定した個別技術に関する研究、その技術を活用したサービスの開発を行っております。その結果、当連結会計年度において新たに2社との間でアライアンス契約や販売代理店契約を締結するに至りました。

当第3四半期連結累計期間 (自 2020年8月1日 至 2021年4月30日)

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,130千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

当社グループでは、当連結会計年度において、受託開発業務や運用保守業務のためのハードウェアの取得により7,720千円の設備投資を実施しました。なお、設備の状況は特定のセグメントに区分できないため、セグメント別の記載を省略しております。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 2020年8月1日 至 2021年4月30日）

当社グループでは、当第3四半期連結累計期間において、本社事務所移転に伴うオフィス工事により1,649千円、受託開発業務や運用保守業務のためのハードウェアの取得により3,626千円の設備投資を実施しました。なお、第1四半期連結会計期間より、当社の報告セグメントはデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントに変更したため、セグメント別の記載は省略しております。また、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2020年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
東京本社 (東京都港区)	開発及び業務運営 用設備	16,478	10,689	929	28,097	86
福岡オフィス (福岡県福岡市中央区)	開発及び業務運営 用設備	138	241	-	380	9

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社事務所は賃借しております。年間賃借料（共益費を含む）は、36,191千円であります。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

##### (2) 在外子会社

2020年7月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	合計 (千円)	
Delivery International Thai Co., Ltd.	本社 (Chonburi, Thailand)	開発及び業務 運営用設備	15	1,496	1,511	20

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】（2021年5月31日現在）

##### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

##### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,500,000
計	17,500,000

- (注) 1. 2021年3月31日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は325,000株減少し、175,000株となっております。
2. 2021年3月12日開催の取締役会決議により、2021年4月2日付で、当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、併せて発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させました。分割後の発行可能株式総数は17,500,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,384,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,384,000	—	—

- (注) 1. 2021年3月12日開催の取締役会決議により、2021年4月2日付で、当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
2. 2021年3月31日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2021年4月2日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第5回新株予約権（ストック・オプション）
決議年月日	2018年2月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個）※	12,460 [5,160]（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 12,460 [516,000]（注）2、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	10,000 [100]（注）3、8
新株予約権の行使期間※	自 2018年2月5日 至 2028年2月4日（注）7
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 10,250 [103] 資本組入額 5,125 [52]（注）8
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）5、7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※ 最近事業年度の末日（2020年7月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については提出日の前月末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき250円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

#### 4. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。
  - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
  - (b) 本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき
  - (d) 本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上、判断するものとします。）
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (3) 各本新株予約権 1個未満の行使を行うことはできないものとします。

#### 5. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとします。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定します。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

##### (6) 新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定します。

##### (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

##### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

- (9) 新株予約権の取得事由
- (a) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
  - (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
7. 本新株予約権に関して、新株予約権者、当社及び当社の親会社である株式会社メディアシークとの間で、以下の確約書を締結しております。
- (1) 権利行使期間開始日に関する確約  
新株予約権者による本新株予約権の行使期間開始日は、当社及び株式会社メディアシークが書面により承諾した場合を除き、当社が計画する新規上場申請に係る主幹事証券による上場申請承認日の翌日以降とします。  
（※本確約は、当社及び株式会社メディアシークにおいて締結した解除合意書により、当社の東京証券取引所への新規上場申請の実現を停止条件として、2021年3月に解除となっております。）
  - (2) 新株予約権の譲渡等に関する確約  
新株予約権者は、当社及び株式会社メディアシークの事前の書面による承諾なく、本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡できないものとします。また、新株予約権者は、本新株予約権について他の種類の株式等への転換又は行使が行われたときには、当該転換又は行使による取得株式等について、当社及び株式会社メディアシークが書面により承諾した場合を除き、その割当日から上場日の前日までの間は、当該取得株式等の全部又は一部を第三者に譲渡できないものとします。
  - (3) 新株予約権の行使により取得した株式を買い取る権利に関する確約  
新株予約権者が権利行使をした後に当社が上場計画を変更し、本新株予約権の行使日が新規上場申請日の直前事業年度の末日以降の期間に入らないことが確定したときは、新株予約権者が本新株予約権の行使により取得した株式について、当社または株式会社メディアシークもしくは同社が指定する第三者が買い取る権利を取得するものとします。ただし、本新株予約権の行使日から新規上場申請日までの期間が2年以内となる上場計画変更の場合は、当社または株式会社メディアシークもしくは同社が指定する第三者は、当該上場計画が維持されている期間に限り、当該株式買取権の行使を行わないものとします。
8. 2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第6回新株予約権（ストック・オプション）
決議年月日	2018年2月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 17
新株予約権の数（個）※	2,524 [2,316]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,524 [231,600]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	10,000 [100]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2020年2月6日 至 2028年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 10,000 [100] 資本組入額 5,000 [50]（注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2020年7月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。



### 3. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
  - (2) 当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていることを要するものとします。
  - (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。
- ### 4. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとします。
- ### 5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使の条件  
上記（注）3に準じて決定します。
  - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
  - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
  - (9) 新株予約権の取得事由
    - (a) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
    - (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- ### 6. 2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- ### 7. 付与対象者の退職等による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員14名となっております。

	第7回新株予約権（ストック・オプション）
決議年月日	2018年2月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 1 子会社従業員 2
新株予約権の数（個）※	40（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 40 [4,000]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	10,000 [100]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2020年2月6日 至 2028年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 10,000 [100] 資本組入額 5,000 [50]（注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2020年7月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

### 3. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていることを要するものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。

### 4. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとします。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

#### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

#### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

#### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定します。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定します。

#### (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

#### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

#### (9) 新株予約権の取得事由

- (a) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

6. 2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第8回新株予約権（ストック・オプション）
決議年月日	2019年6月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 63
新株予約権の数（個）※	862 [810] （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 862 [81,000] （注） 1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	13,000 [130] （注） 2、6
新株予約権の行使期間※	自 2021年6月15日 至 2029年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 13,000 [130] 資本組入額 6,500 [65] （注） 6
新株予約権の行使の条件※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注） 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2020年7月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注） 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

### 3. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
  - (2) 当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていることを要するものとします。
  - (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。
- ### 4. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとします。
- ### 5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使の条件  
上記（注）3に準じて決定します。
  - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
  - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
  - (9) 新株予約権の取得事由
    - (a) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
    - (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- ### 6. 2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- ### 7. 付与対象者の役員就任及び従業員の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員48名となっております。

	第9回新株予約権（ストック・オプション）
決議年月日	2021年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 43
新株予約権の数（個）※	593（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 593 [59,300]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	35,000 [350]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	自 2023年4月1日 至 2031年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 35,000 [350] 資本組入額 17,500 [175]（注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 新株予約権発行時（2021年4月1日）における内容を記載しております。新株予約権発行時から本書提出日現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

### 3. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていることを要するものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。
4. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとします。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使の条件  
上記（注）3に準じて決定します。
  - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
  - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
  - (9) 新株予約権の取得事由
    - (a) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
    - (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
6. 2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

### ②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

### ③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2018年2月2日 (注) 1.	47,286	52,540	—	29,025	—	28,025
2021年3月12日 (注) 2.	△8,700	43,840	—	29,025	—	28,025
2021年4月2日 (注) 3.	4,340,160	4,384,000	—	29,025	—	28,025

- (注) 1. 株式分割 (1:10) によるものであります。  
 2. 自己株式8,700株の消却による減少であります。  
 3. 株式分割 (1:100) によるものであります。

## (4) 【所有者別状況】

2021年5月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	1	4	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	23,460	—	—	20,380	43,840	—
所有株式数の割 合 (%)	—	—	—	53.51	—	—	46.49	100	—

- (注) 1. 2021年3月12日開催の取締役会決議により、2021年4月2日付で、当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。  
 2. 2021年3月31日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2021年4月2日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

## (5) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2021年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,384,000	43,840	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,384,000	—	—
総株主の議決権	—	43,840	—

- (注) 1. 2021年3月12日開催の取締役会決議により、2021年4月2日付で、当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。



2. 2021年3月31日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2021年4月2日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	870,000	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	—	—	730,000	74,825,000
保有自己株式数	16,000	—	—	—

(注) 1. 2021年3月12日開催の取締役会決議により、同日付で自己株式8,700株を消却しております。

2. 2021年4月2日付で、当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、最近期間における株式数は、当該株式分割による分割後の株式数を記載しております。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、将来的には、内部留保とのバランスを考慮して安定した配当を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、現在、当社は事業も成長段階にあることから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このため、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であり、最近事業年度においても配当を実施せず、内部留保の確保を優先いたしました。

内部留保資金につきましては、継続的な事業拡大を行うために、優秀な人材の採用及び高度な専門性を有する人材育成のため研修等教育制度の整備を図ることに投資してまいりたいと考えております。

なお、当社では、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は毎年1月31日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーの利益を重視した経営を行うことが当社グループの使命であると考えております。

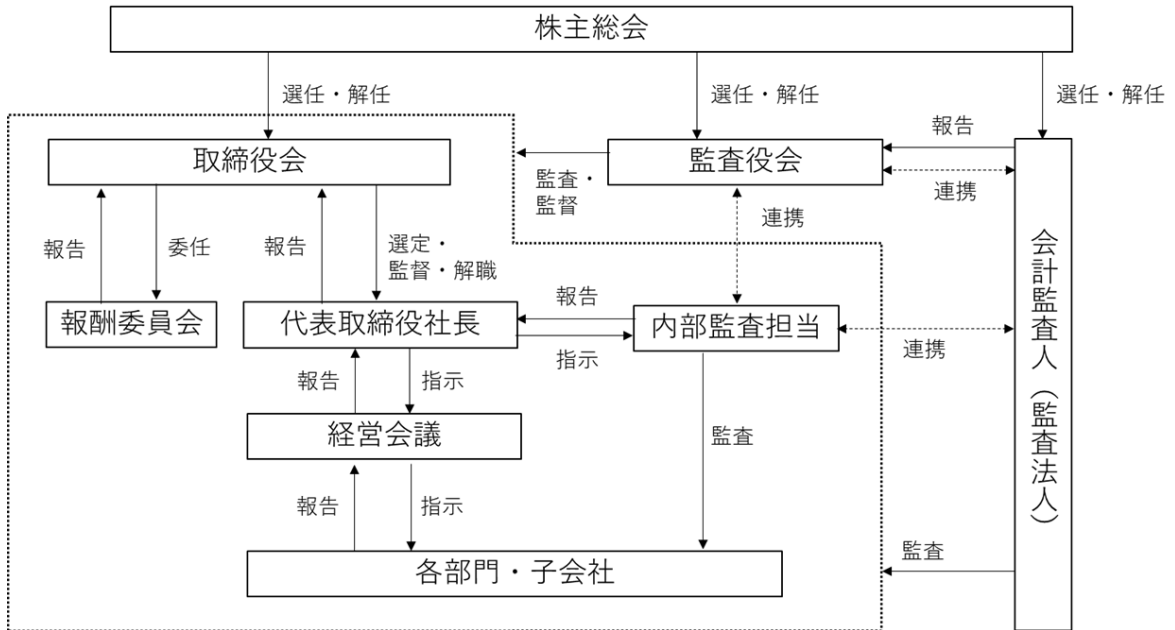
その実現のために、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実・強化を図り、経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが経営上の最重要課題であると認識しております。

そこで、当社グループでは、株主総会の充実、取締役会及び監査役会の機能強化、適時適切な情報開示・IR活動の実施、内部管理体制の強化等により、盤石なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めてまいります。

###### ②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### (a) 企業統治の体制の概要

本書提出日現在における当社の企業統治の体制の概要は、以下の通りです。



###### a. 取締役及び取締役会

取締役会は、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、本書提出日現在、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されております。代表取締役社長の阪口琢夫のほか、伊藤享弘及び木村卓司、高橋昌樹の3名の業務執行取締役と、社外取締役の曾山明彦という体制となっております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。

###### b. 監査役及び監査役会

監査役監査は、常勤監査役の菅野次男を中心に、非常勤監査役である恩田学及び平石孝行の2名と適切な業務分担を図った上で実施しています。監査役3名は取締役会へ出席しており、さらに常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議への出席、代表取締役及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を行い、常勤監査役の監査実施状況は定時監査役会で報告され監査役間で情報共有を図っており、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。

監査役会は、本書提出日現在、上記の監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査人及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

###### c. 報酬委員会

当社では、取締役の個人別の報酬に関する事項の決定に関して、決定プロセスの透明性及び客観性を確保することを目的として任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、代表取締役社長の阪口琢夫が委員長を務め、取締役の伊藤享弘、社外取締役の曾山明彦、社外監査役の菅野次男及び恩田学、平石孝行の計6名

で構成されており、独立性及び中立性を確保するため、委員の過半数は社外取締役及び社外監査役が占めております。

d. 経営会議

当社では、企業価値向上を目指した経営の執行を推進することを目的として経営会議を設置しております。経営会議は、代表取締役社長、担当取締役及び本部長により構成されており、原則として月1回の定時経営会議を開催するほか、必要に応じて臨時経営会議を開催し、取締役会への付議予定事項及び報告予定事項を協議するとともに、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要事項について審議・決定を行っております。

e. 内部監査

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、事業年度毎に代表取締役社長が管理本部の中から内部監査責任者1名を任命し、当該内部監査責任者が管理本部を除く、当社の全部門及び子会社を対象に内部監査を実施しております。なお、管理本部に対する内部監査については、事業年度毎に代表取締役社長が指名した管理本部に所属しない者が担当することで、相互に牽制する体制を採っております。内部監査責任者は、代表取締役社長に対して監査結果を報告したうえで、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査責任者は、監査を有効かつ効率的に進めるため、監査役及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

f. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人より適時適切な監査が実施されております。

(b) 当該体制を採用する理由

以上の通り、当社では、監査役による取締役の意思決定・業務執行の適法性に対する厳正な監査を通じて、経営の透明性と機動的な意思決定に対応できる経営管理体制の維持を図る目的から監査役会設置会社を採用しております。

具体的には、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するほか、迅速な経営上の意思決定の促進と重要事項に関する十分な審議を行うため、経営会議を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として内部監査人を設置しております。

当社では、これらの各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能となると判断し、現在の体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、取締役会決議により、以下の項目について内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用しております。

イ. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ホ. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ヘ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

ト. 監査役を補助すべき従業員を置く事を求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び当該従業員への指示の実効性確保に関する事項

チ. 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

リ. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ヌ. 監査役を補助する従業員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

ル. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

(b) 子会社の業務の適正性を確保するための体制の整備

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、各サービス本部を子会社の統括管理及び連絡窓口として子会社における業務の適正を確保するとともに、コンプライアンス体制の整備に取り組んでおります。

子会社における経営上の重要事項の決定については、当社の事前承認事項としております。また、子会社が各社固有の事情を踏まえた実効性のある法令等遵守体制を構築できるよう推進し、コンプライアンス上の重要事項については適宜報告を求めています。さらに、当社の監査役及び内部監査人は、子会社に対して事業の経過概要について報告を求め、当該報告につき、必要に応じて子会社に対してその業務及び財産の状況を調査しております。

(c) リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理に関して「リスク管理規程」を定め、代表取締役をリスク管理最高責任者、管理本部長を管理責任者とするリスク管理体制を整備しております。リスク管理最高責任者は全社的なリスクの統括実施管理にあたるものとし、リスク管理責任者はリスク管理を効果的かつ効率的に実施するため当社のリスク管理に関する方針、体制及び対策に関する事項、リスクの洗い出しと評価及びリスク対策課題の策定と防止に関する事項等を検討し、経営会議における審議を経て、リスク管理最高責任者に報告することとしております。

また、リスクが顕在化し、事故が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を組織し、事故の解決にあたることとしております。

(d) 取締役の員数

当社の取締役の員数は、10名以内とする旨を定款に定めております。

(e) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任及び解任の決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(f) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(g) 責任免除の内容の概要

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において、免除できる旨を定款に定めております。

(h) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める額としております。

(i) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(j) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

## (2) 【役員の状況】

## ①役員一覧

男性 8名 女性 一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	阪口 琢夫	1964年11月18日生	1989年4月 アンダーセンコンサルティング入社 1995年9月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現アクセンチュア株式会社)へ転籍 2000年3月 トランス・コスモス株式会社入社 2003年4月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2005年8月 Delivery Vietnam Co., Ltd. 代表取締役 2006年7月 Delivery Thai Co., Ltd. 設立 代表取締役 2015年7月 Delivery International Thai Co., Ltd. 取締役(現任) 2017年11月 MFアセット株式会社設立 代表取締役(現任)	(注) 3	2,558,000 (注) 5
取締役管理本部長	伊藤 享弘	1972年6月21日生	1997年7月 プライスウォーターハウスコンサルティング株式会社(現IBM株式会社)入社 2002年1月 トランス・コスモス株式会社入社 2004年4月 中央青山監査法人入社 2004年10月 PWCアドバイザリー株式会社(現PWCアドバイザリー合同会社)へ転籍 2006年4月 当社入社 2010年10月 当社 取締役 2013年12月 当社 取締役 業務管理本部長 2019年8月 当社 取締役 管理本部長(現任)	(注) 3	—
取締役第1サービス本部長	木村 卓司	1977年1月22日生	2001年4月 トランス・コスモス株式会社入社 2004年12月 当社入社 2013年11月 当社 執行役員 2018年11月 当社 取締役 2019年2月 当社 取締役 第1サービス本部長(現任)	(注) 3	—
取締役第2サービス本部長	高橋 昌樹	1971年12月6日生	1996年3月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現アクセンチュア株式会社)入社 2001年2月 SAS Institute Japan株式会社入社 2013年10月 EY(Ernst &Young)アドバイザリー株式会社(現EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社)入社 2016年7月 NZ Daisuki Systems, Ltd. 入社 2017年6月 当社入社 2019年5月 当社 執行役員 第2サービス本部長 2020年4月 当社 取締役 第2サービス本部長(現任)	(注) 3	—
取締役	曾山 明彦	1961年5月9日生	1986年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 1995年9月 株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 2000年7月 トランス・コスモス株式会社入社 2003年12月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社入社 2009年3月 バイオトロンニックジャパン株式会社入社 2012年1月 ヘモネティクスジャパン合同会社入社 社長 2014年7月 株式会社エグゼクティブ・アライアンス設立 代表取締役社長(現任) 2015年4月 東京大学工学部非常勤講師(現任) 2016年4月 一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパン 理事兼事務局局長 2020年1月 東北大学客員特任教授(現任) 2021年1月 当社 社外取締役(現任) 2021年4月 一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパン 常務理事(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	菅野 次男	1954年1月7日生	1976年4月 株式会社ナカヨ通信機入社 1980年4月 デジタル・コンピュータ株式会社（現株式会社ワイ・ディ・シー）入社 1988年4月 株式会社テラ入社 1991年4月 日本アイテック株式会社入社 1993年4月 日本テクノマティックス株式会社（現シーメンス株式会社）へ転籍 1997年9月 トランス・コスモス株式会社入社 1998年4月 同社 ネットワークソリューションサービス本部長 フォワード・システムズ株式会社 代表取締役社長 2000年4月 トランス・コスモス株式会社 取締役 同社 サポートデスクサービス本部長 2002年1月 同社 教育サービス企画部長 朝日エムケーシー株式会社 代表取締役社長 2004年4月 トランス・コスモス株式会社 執行役員 同社 テクニカルサービス本部長 2005年1月 同社 人事本部長 2005年11月 有限会社プライムセル設立 代表取締役 2013年12月 クオリティソフト株式会社 監査役 2015年6月 株式会社トランスコスモス・テクノロジー 取締役 2017年8月 当社 監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	恩田 学	1976年9月14日生	2000年4月 恩田会計事務所入所 2004年10月 グローリー・トータル・マネジメント株式会社（現株式会社GTM総研）入社 2008年6月 株式会社東阪企画監査役（現任） 2014年10月 GTM税理士法人代表社員（現任） 2015年12月 株式会社GTM総研取締役 2016年12月 株式会社GTM総研常務取締役（現任） 2018年6月 株式会社Jストリーム 監査役（現任） 2019年10月 当社 監査役（現任） 2020年4月 株式会社GTMコンサルティング代表取締役社長（現任） 2020年8月 応用技術株式会社 取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	—
監査役	平石 孝行	1965年10月16日生	1992年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1992年4月 沖信・石原・清法律事務所（現スプリング法律事務所）入所 1997年8月 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP（旧 Pillsbury, Madison & Sutro LLP）法律事務所Los Angels Office勤務 1997年9月 沖信・石原・清法律事務所（現スプリング法律事務所）再入所 2003年7月 スプリング法律事務所 パートナー（現任） 2005年7月 大和証券オフィス投資法人 監督委員（現任） 2014年1月 日本ヘルスケア投資法人（現大和リビング投資法人）監督委員 2019年10月 当社 監査役（現任） 2020年7月 株式会社ピアトゥー 監査役（現任）	(注) 4	—
計					2,558,000

(注) 1. 取締役曾山明彦は、社外取締役であります。

2. 監査役菅野次男、恩田学及び平石孝行は、社外監査役であります。

3. 2021年3月31日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 2021年3月31日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長阪口琢夫の所有株式数は、代表者の資産管理会社であるMFアセット株式会社が保有する株式数も含んでおります。

## ② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役を選任するにあたっては、会社経営に関する見識や専門的な見地に基づく客観的かつ的確な助言を頂けることを個別に判断し、また会社との関係、代表取締役その他取締役及び主要な使用人との関係において独立性に問題のない候補者から選任しております。

社外取締役の曾山明彦は、経営者としての豊富な経験を活かし、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かして頂くため、当社の社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社の新株予約権を2,500株保有しておりますが、これ以外に当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役を選任するにあたっては、会社経営に高い見識を持ち、あるいは監査に必要な専門分野における豊富な実績を有する等、当該職務に精通しており、会社との関係、代表取締役その他取締役及び主要な使用人との関係において独立性に問題のない候補者から選任しております。

社外監査役の菅野次男は、事業会社における監査役の経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ独立的な経営監視が可能であると判断し、当社の社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の恩田学は、税理士であり、GTM税理士法人の代表社員として財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の平石孝行は、弁護士であり、スプリング法律事務所のパートナーとして企業法務に関する専門的な知識と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準等として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しており、また、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等も参考にしております。当社の社外取締役及び社外監査役は全員当該判断基準を満たしており、一般株主とは利益相反の生じるおそれもない人選をしております。

## ③ 社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能をあわせ持つ取締役会に対し、監査役3名全員を社外監査役とすることにより、経営への高い監視機能を実現しております。監査役会は、内部監査人及び会計監査人と随時会合を開いて意見交換や情報交換を密接に行う体制をとっており、監査役監査の機能強化に役立てております。また、内部統制部門とも、監査役監査の実効性を高めるために情報交換及び連携を行っております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

監査役監査は、常勤監査役1名を中心に、他の非常勤監査役2名と適切な業務分担を図った上で実施しています。監査役3名は取締役会へ出席しており、さらに常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議への出席、代表取締役及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を行い、常勤監査役の監査実施状況は定時監査役会で報告され監査役間で情報共有を図っており、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。なお、監査役恩田学は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は、本書提出日現在、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、具体的には監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等を実施して、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査人及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

当事業年度において当社は監査役会を10回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況
常勤監査役（社外）	菅野 次男	全10回中10回（100%）
社外監査役	恩田 学	全10回中10回（100%）
社外監査役	平石 孝行	全10回中10回（100%）

上記の他、常勤監査役は、内部監査人及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

#### ② 内部監査の状況

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、事業年度毎に代表取締役社長が管理本部の中から内部監査責任者1名を任命し、当該内部監査責任者が管理本部を除く、当社の全部門及び子会社を対象に内部監査を実施しております。なお、管理本部に対する内部監査については、事業年度毎に代表取締役社長が指名した管理本部に所属しない者が担当することで、相互に牽制する体制を採っております。内部監査責任者は、代表取締役社長に対して監査結果を報告したうえで、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

また、内部監査責任者は、監査を有効かつ効率的に進めるため、随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

#### ③ 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

##### b. 継続監査期間

2年間

##### c. 業務を執行した公認会計士

本間 洋一

島川 行正

##### d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名

会計士試験合格者10名

その他4名



e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定に際して、候補者となる監査法人から事前に監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の見積額等について書面を入手し、面談を実施したうえで、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案して決定することとしております。

当社では、このような選定方針に基づき、複数の監査法人を対象として比較検討を行ったうえで、太陽有限責任監査法人が当社のビジネスモデルへの理解度が最も高く、実効性のある監査の実施が期待できるものと判断したため、同監査法人を会計監査人としております。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定しております。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することとしております。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、総合的に評価しており、監査法人による会計監査は適正に行われていることを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	3,345	1,125	13,000	1,875
連結子会社	—	—	—	—
計	3,345	1,125	13,000	1,875

（注）最近連結会計年度及び最近連結会計年度の前連結会計年度の非監査業務の内容は、株式上場準備に係る会計制度・内部統制の整備に関する助言業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（グラント・ソントン・インターナショナル）に属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針につきましては、監査日数、提出会社の規模・業務の特性等の要素を勘案し決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は固定報酬のみで構成されております。取締役の個人別の報酬については、当該方針に基づき、当社が任意に設置する社外監査役が構成員の過半数を占める報酬委員会において、株主総会において決定された報酬総額の範囲内で決定しております。2021年7月期の取締役報酬については、2020年10月28日及び2021年1月18日に開催した報酬委員会において検討・協議のうえ、報酬額を決定しております。

また、監査役の報酬額は、株主総会において決定された報酬総額の範囲内で、監査役会の協議により決定しております。2021年7月期の監査役報酬については、2020年10月28日に開催した臨時監査役会において検討・協議のうえ、報酬額を決定しております。

なお、取締役の報酬総額は、2020年10月28日開催の第18回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。また、監査役の報酬総額は、2020年10月28日開催の第18回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

##### ② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	36,059	36,059	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	600	600	—	—	1
社外取締役	—	—	—	—	—
社外監査役	8,700	8,700	—	—	3
合計	45,359	45,359	—	—	8

- (注) 1. 上記の取締役(社外取締役を除く)の支給額の他に使用人兼務取締役の使用人分給与が24,527千円あります。  
2. 上記の監査役(社外監査役を除く)の支給額には2019年10月30日開催の定時株主総会の時をもって退任された監査役1名の報酬を含んでおります。

##### ③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

該当事項はありません。

##### ④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なものが存在しないため、記載しておりません。

#### (5) 【株式の保有状況】

##### ① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の投資株式及び純投資目的以外の目的の投資株式のいずれも保有していません。

##### ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

##### ③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2018年8月1日から2019年7月31日まで）及び当連結会計年度（2019年8月1日から2020年7月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2018年8月1日から2019年7月31日まで）及び当事業年度（2019年8月1日から2020年7月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2021年2月1日から2021年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年8月1日から2021年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な連結財務諸表等の作成ができる体制を整備するため、監査法人等との意見交換を通じて、情報収集に努めるとともに、決算業務体制の強化を図っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年7月31日)	当連結会計年度 (2020年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	97,641	347,935
売掛金	109,987	148,417
商品	2,735	11,512
仕掛品	5,368	9,831
その他のたな卸資産	2,500	1,500
前払費用	22,112	23,026
その他	5,720	8,352
貸倒引当金	△575	△715
流動資産合計	245,490	549,860
固定資産		
有形固定資産		
建物	47,935	33,731
減価償却累計額	△13,554	△17,099
建物（純額）	34,381	16,632
工具、器具及び備品	38,410	43,061
減価償却累計額	△24,958	△30,633
工具、器具及び備品（純額）	13,451	12,427
有形固定資産合計	47,832	29,060
無形固定資産	1,743	1,298
投資その他の資産		
敷金	43,536	43,867
繰延税金資産	—	26,046
その他	479	628
貸倒引当金	—	△77
投資その他の資産合計	44,016	70,465
固定資産合計	93,592	100,824
資産合計	339,083	650,685

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年7月31日)	当連結会計年度 (2020年7月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	27,151	44,596
短期借入金	※ 30,000	※ 38,000
1年内返済予定の長期借入金	52,427	67,446
未払法人税等	408	23,083
未払消費税等	9,909	39,678
前受金	28,337	60,910
賞与引当金	25,759	27,379
受注損失引当金	1,134	—
資産除去債務	—	9,645
その他	29,437	37,430
流動負債合計	204,565	348,170
固定負債		
長期借入金	55,945	118,053
資産除去債務	21,970	13,245
固定負債合計	77,915	131,298
負債合計	282,480	479,468
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	29,025	29,025
資本剰余金	25,772	25,772
利益剰余金	29,406	143,976
自己株式	△28,952	△28,952
株主資本合計	55,251	169,822
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△1,764	△1,720
その他の包括利益累計額合計	△1,764	△1,720
新株予約権	3,115	3,115
純資産合計	56,602	171,216
負債純資産合計	339,083	650,685

## 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間  
(2021年4月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	545,209
売掛金	175,180
商品	2,446
仕掛品	8,304
その他のたな卸資産	750
その他	36,137
貸倒引当金	△886
流動資産合計	767,141
固定資産	
有形固定資産	26,703
無形固定資産	
その他	1,792
無形固定資産合計	1,792
投資その他の資産	
その他	40,736
投資その他の資産合計	40,736
固定資産合計	69,232
資産合計	836,374
負債の部	
流動負債	
買掛金	49,658
1年内返済予定の長期借入金	※2 68,297
未払法人税等	57,323
賞与引当金	22,840
資産除去債務	2,150
その他	96,342
流動負債合計	296,612
固定負債	
長期借入金	※2 141,922
資産除去債務	11,799
固定負債合計	153,721
負債合計	450,334

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間  
(2021年4月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	29,025
資本剰余金	71,645
利益剰余金	285,766
株主資本合計	386,437
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△1,687
その他の包括利益累計額合計	△1,687
新株予約権	1,290
純資産合計	386,040
負債純資産合計	836,374

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
売上高	1,148,904	1,509,152
売上原価	※1, ※2 885,710	※1 1,137,267
売上総利益	263,194	371,884
販売費及び一般管理費		
役員報酬	39,571	40,793
給料	51,892	66,039
賞与引当金繰入額	1,605	1,769
貸倒引当金繰入額	192	216
その他	159,799	140,693
販売費及び一般管理費合計	※1 253,060	※1 249,512
営業利益	10,133	122,371
営業外収益		
受取利息	101	8
助成金収入	—	6,257
為替差益	1,102	—
その他	380	1,264
営業外収益合計	1,584	7,530
営業外費用		
支払利息	2,094	2,654
為替差損	—	674
支払保証料	364	371
その他	44	0
営業外費用合計	2,503	3,701
経常利益	9,214	126,200
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 2
特別利益合計	—	2
特別損失		
固定資産除却損	※4 268	※4 87
事務所移転費用	510	—
関係会社株式売却損	385	—
減損損失	—	※5 14,391
特別損失合計	1,164	14,479
税金等調整前当期純利益	8,050	111,723
法人税、住民税及び事業税	20	23,200
法人税等調整額	△1,126	△26,046
法人税等合計	△1,105	△2,846
当期純利益	9,156	114,570
親会社株主に帰属する当期純利益	9,156	114,570



## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
当期純利益	9,156	114,570
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△878	44
その他の包括利益合計	※ △878	※ 44
包括利益	8,277	114,614
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,277	114,614

## 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自2020年8月1日 至2021年4月30日)
売上高	1,326,628
売上原価	925,512
売上総利益	401,116
販売費及び一般管理費	185,792
営業利益	215,323
営業外収益	
受取利息	1
助成金収入	6,928
その他	105
営業外収益合計	7,035
営業外費用	
支払利息	1,685
株式公開費用	2,000
その他	1,130
営業外費用合計	4,816
経常利益	217,542
特別損失	
固定資産除却損	708
事務所移転費用	281
特別損失合計	990
税金等調整前四半期純利益	216,552
法人税、住民税及び事業税	68,612
法人税等調整額	6,149
法人税等合計	74,761
四半期純利益	141,790
親会社株主に帰属する四半期純利益	141,790

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自2020年8月1日 至2021年4月30日)
四半期純利益	141,790
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	33
その他の包括利益合計	33
四半期包括利益	141,823
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	141,823

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	29,025	25,772	20,250	△28,952	46,095
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			9,156		9,156
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	9,156	—	9,156
当期末残高	29,025	25,772	29,406	△28,952	55,251

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△6,358	△6,358	3,115	42,852
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				9,156
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,593	4,593		4,593
当期変動額合計	4,593	4,593	—	13,749
当期末残高	△1,764	△1,764	3,115	56,602

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	29,025	25,772	29,406	△28,952	55,251
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			114,570		114,570
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	114,570	—	114,570
当期末残高	29,025	25,772	143,976	△28,952	169,822

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△1,764	△1,764	3,115	56,602
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				114,570
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	44	44		44
当期変動額合計	44	44	—	114,614
当期末残高	△1,720	△1,720	3,115	171,216

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,050	111,723
減価償却費	10,259	13,919
減損損失	—	14,391
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	192	216
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,680	1,626
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	1,134	△1,134
受取利息及び受取配当金	△102	△8
支払利息	2,094	2,654
固定資産除却損	268	87
固定資産売却益	—	△2
関係会社株式売却損益 (△は益)	385	—
為替差損益 (△は益)	△1,204	630
事務所移転費用	510	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△40,920	△38,582
たな卸資産の増減額 (△は増加)	7,304	△12,246
仕入債務の増減額 (△は減少)	136	17,606
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△871	29,510
その他の資産の増減額 (△は増加)	△17,403	△5,112
その他の負債の増減額 (△は減少)	22,412	41,454
小計	△5,072	176,736
利息及び配当金の受取額	1,304	20
利息の支払額	△3,257	△2,700
事務所移転費用の支払額	△510	—
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	14,791	△525
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,256	173,530
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△32,195	△6,943
有形固定資産の売却による収入	—	8
有形固定資産の除却による支出	△62	△61
無形固定資産の取得による支出	—	△379
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	※2 6,230	—
敷金の回収による収入	165	—
敷金の差入による支出	△22,676	△334
出資金の払込による支出	—	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,538	△7,720
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	35,000
短期借入金の返済による支出	—	△27,000
長期借入れによる収入	20,000	150,000
長期借入金の返済による支出	△69,280	△72,873
財務活動によるキャッシュ・フロー	△49,280	85,127
現金及び現金同等物に係る換算差額	△30	△642
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△90,592	250,293
現金及び現金同等物の期首残高	188,234	97,641
現金及び現金同等物の期末残高	※1 97,641	※1 347,935

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

Delivery International Thai Co.,Ltd.

Delivery Vietnam Co.,Ltd.については、当社が保有する出資金の全てを2019年6月28日付で売却したため、連結の範囲から除外しております。なお、みなし売却日を2019年6月30日としているため、2018年7月1日から2019年6月30日のDelivery Vietnam Co.,Ltd.の損益計算書を連結しております。

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Delivery Vietnam Co.,Ltd.及びDelivery International Thai Co.,Ltd.の決算日は、6月30日です。連結財務諸表の作成に当たっては、決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ たな卸資産

###### (イ) 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

###### (ロ) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

###### (ハ) その他のたな卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～18年

工具、器具及び備品 5～15年

##### ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当連結会計年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては検収基準を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。



当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

Delivery International Thai Co.,Ltd.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Delivery International Thai Co.,Ltd.の決算日は、6月30日です。連結財務諸表の作成に当たっては、決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

(イ) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ハ) その他のたな卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～18年

工具、器具及び備品 5～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

商標権 10年

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては検収基準を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

## 1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

### (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

### (2) 適用予定日

2022年7月期の期首から適用します。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

### (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

### (2) 適用予定日

2022年7月期の期首から適用します。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

### 3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

#### (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

#### (2) 適用予定日

2021年7月期の期末から適用します。

### 4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

#### (1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

#### (2) 適用予定日

2021年7月期の期末から適用します。

#### (表示方法の変更)

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

該当事項はありません。

#### (会計上の見積りの変更)

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症の収束時期については合理的に見積もることは出来ないものの、事業への影響が翌期以降の連結会計年度において、一定程度継続するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性の評価等）を行っております。なお、これによる当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響については、現時点において重要性はありません。ただし、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※ 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。  
連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年7月31日)	当連結会計年度 (2020年7月31日)
当座貸越極度額	30,000千円	30,000千円
借入実行残高	30,000	30,000
差引額	—	—

(連結損益計算書関係)

※1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
	38,850千円	4,786千円

※2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
	1,134千円	—千円
計	1,134	—

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
工具、器具及び備品	—千円	2千円
計	—	2

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
建物	206千円	—千円
工具、器具及び備品	62	87
計	268	87

※5 減損損失

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
本社（東京都港区）	本社事務所	建物
本社（東京都港区）	本社事務所	工具、器具及び備品

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業単位区分に基づき資産のグルーピングを行っております。また、事業共通で使用する本社等の事業用資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

グルーピングの単位である各事業においては、減損の兆候がありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを推進したことにより、共用資産である本社事務所を一部解約し縮小することといたしました。解約することとしたオフィスフロアの建物並びに工具、器具及び備品の帳簿価額を減損損失（14,391千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物14,203千円並びに工具、器具及び備品188千円です。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△6,350千円	44千円
組替調整額	5,471	—
計	△878	44
その他の包括利益合計	△878	44



(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	52,540	—	—	52,540
合計	52,540	—	—	52,540
自己株式				
普通株式	16,000	—	—	16,000
合計	16,000	—	—	16,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,115
	合計	—	—	—	—	—	3,115

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	52,540	—	—	52,540
合計	52,540	—	—	52,540
自己株式				
普通株式	16,000	—	—	16,000
合計	16,000	—	—	16,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,115
	合計	—	—	—	—	—	3,115

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
現金及び預金勘定	97,641千円	347,935千円
現金及び現金同等物	97,641千円	347,935千円

※2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

出資金の売却等により、Delivery Vietnam Co., Ltd. が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに出資金の売却価額と売却による支出は次のとおりです。

資産	13,289千円
負債	△2,299千円
為替換算調整勘定	5,471千円
出資金の売却損	△387千円
関係会社整理損失引当金の取崩額	△5,041千円
出資金の売却価額	11,034千円
現金及び現金同等物	△4,804千円
差引：売却による収入	6,230千円

当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

### 3 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
重要な資産除去債務の計上額	8,768千円	一千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日です。

短期借入金及び長期借入金は、経営安定化のため市中金融機関より運転資金として借入れております。返済資金を含めた必要資金については、毎月資金繰計画を作成、見直しする等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	97,641	97,641	—
(2) 売掛金	109,987	109,987	—
(3) 敷金	43,536	43,536	—
資産計	251,166	251,166	—
(1) 買掛金	27,151	27,151	—
(2) 短期借入金	30,000	30,000	—
(3) 長期借入金 (※)	108,372	108,454	82
負債計	165,523	165,606	82

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	97,641	—	—	—
売掛金	109,987	—	—	—
合計	207,629	—	—	—

3. 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	30,000	—	—	—	—	—
長期借入金	52,427	29,604	19,341	7,000	—	—
合計	82,427	29,604	19,341	7,000	—	—

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。

なお、デリバティブ取引は利用していません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制であります。

営業債務である買掛金は、ほとんど2ヶ月以内に決済が到来するものです。

短期借入金及び長期借入金は、経営安定化のため市中金融機関より運転資金として借入れております。返済資金を含めた必要資金については、毎月資金繰計画を作成、見直しする等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	347,935	347,935	—
(2) 売掛金	148,417	148,417	—
(3) 敷金	43,867	43,867	—
資産計	540,221	540,221	—
(1) 買掛金	44,596	44,596	—
(2) 短期借入金	38,000	38,000	—
(3) 長期借入金 (※)	185,499	185,431	△67
負債計	268,095	268,028	△67

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	347,935	—	—	—
売掛金	148,417	—	—	—
合計	496,353	—	—	—

3. 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	38,000	—	—	—	—	—
長期借入金	67,446	53,037	31,856	13,152	8,152	11,856
合計	105,446	53,037	31,856	13,152	8,152	11,856

(有価証券関係)

前連結会計年度(2019年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年7月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2019年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年7月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(2019年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年7月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
売上原価の株式報酬費	—
一般管理費の株式報酬費	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2018年2月2日	2018年2月2日	2018年2月2日	2019年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 17名	子会社取締役 1名 子会社従業員 2名	当社従業員 63名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 12,460株	普通株式 2,724株	普通株式 40株	普通株式 942株
付与日	2018年2月5日	2018年2月5日	2018年2月5日	2019年6月17日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	—	2018年2月5日～ 2020年2月5日	2018年2月5日～ 2020年2月5日	2019年6月17日～ 2021年6月14日
権利行使期間	2018年2月5日～ 2028年2月4日	2020年2月6日～ 2028年1月5日	2020年2月6日～ 2028年1月5日	2021年6月15日～ 2029年6月14日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。

(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

(b) 本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

(c) 本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき

(d) 本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上、判断するものとします。)

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(3) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

3 (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2) 当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていることを要するものとします。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。



## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2018年2月2日	2018年2月2日	2018年2月2日	2019年6月14日
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	12,460	2,724	40	—
付与	—	—	—	942
失効	—	200	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	12,460	2,524	40	942
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

## ② 単価情報

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2018年2月2日	2018年2月2日	2018年2月2日	2019年6月14日
権利行使価格 (円)	10,000	10,000	10,000	13,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	250	—	—	—

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

## (1) 第5回新株予約権

①使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

②主な基礎数値及び見積方法

株価変動性 (注) 1	63%
予想残存期間 (注) 2	10年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利率 (注) 4	0.011%

(注) 1 類似上場会社の平均値により算出しております。

2 算定基準日から権利行使期間満了日までの期間です。

3 2017年7月期の配当実績によります。

4 権利行使期間満了日までの期間に対応した国債の利回りによっております。

(2) 第6回新株予約権及び第7回新株予約権並びに第8回新株予約権

当社は、未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 ー千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー千円

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上します。

(2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上します。

(権利確定日後の会計処理)

(3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えます。

(4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上します。この会計処理は、当該失効が確定した期に行います。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）
売上原価の株式報酬費	—
一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2018年2月2日	2018年2月2日	2018年2月2日	2019年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 17名	子会社取締役 1名 子会社従業員 2名	当社従業員 63名
株式の種類別のストック・オプションの数 （注）1	普通株式 12,460株	普通株式 2,724株	普通株式 40株	普通株式 942株
付与日	2018年2月5日	2018年2月5日	2018年2月5日	2019年6月17日
権利確定条件	（注）2	（注）3	（注）3	（注）3
対象勤務期間	—	2018年2月5日～ 2020年2月5日	2018年2月5日～ 2020年2月5日	2019年6月17日～ 2021年6月14日
権利行使期間	2018年2月5日～ 2028年2月4日	2020年2月6日～ 2028年1月5日	2020年2月6日～ 2028年1月5日	2021年6月15日～ 2029年6月14日

（注）1 株式数に換算して記載しております。

2 (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。

(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

(b) 本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき

(d) 本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上、判断するものとします。）

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(3) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

3 (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならないものとします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2) 当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていることを要するものとします。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2018年2月2日	2018年2月2日	2018年2月2日	2019年6月14日
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	12,460	2,524	40	942
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	80
権利確定	—	—	—	—
未確定残	12,460	2,524	40	862
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

② 単価情報

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2018年2月2日	2018年2月2日	2018年2月2日	2019年6月14日
権利行使価格 (円)	10,000	10,000	10,000	13,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	250	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第5回新株予約権

①使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

②主な基礎数値及び見積方法

株価変動性 (注) 1	63%
予想残存期間 (注) 2	10年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利率 (注) 4	0.011%

(注) 1 類似上場会社の平均値により算出しております。

2 算定基準日から権利行使期間満了日までの期間です。

3 2017年7月期の配当実績によります。

4 権利行使期間満了日までの期間に対応した国債の利回りによっております。

(2) 第6回新株予約権及び第7回新株予約権並びに第8回新株予約権

当社は、未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 ー千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー千円

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上します。

(2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上します。

(権利確定日後の会計処理)

(3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えます。

(4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上します。この会計処理は、当該失効が確定した期に行います。

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2019年7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2019年7月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	14,128千円
賞与引当金	8,734
受注損失引当金	350
減価償却超過額	9,272
資産除去債務	6,727
小計	39,214
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△14,128
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△21,468
評価性引当額小計	△35,596
繰延税金資産合計	3,617
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△3,617
繰延税金負債合計	△3,617
繰延税金資産の純額	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(※)	-	-	3,332	390	-	10,405	14,128
評価性引当額	-	-	△3,332	△390	-	△10,405	△14,128
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2019年7月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0
住民税均等割	4.5
過年度法人税還付額	△3.8
評価性引当額の増減	△54.8
連結子会社の税率差異	△1.0
その他	5.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△13.7

当連結会計年度（2020年7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2020年7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,560千円
税務上の繰越欠損金（注）	2,356
賞与引当金	11,114
貸倒引当金	13
減価償却超過額	7,778
減損損失	4,978
資産除去債務	7,918
小計	35,719
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△2,356
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,595
評価性引当額小計	△6,951
繰延税金資産合計	28,768
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△2,721
繰延税金負債合計	△2,721
繰延税金資産の純額	26,046

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金（※）	—	1,967	388	—	—	—	2,356
評価性引当額	—	△1,967	△388	—	—	—	△2,356
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2020年7月31日)
法定実効税率	34.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
中小法人等に係る軽減税率等	△1.3
租税特別措置法上の税額控除	△4.9
住民税均等割	0.4
控除対象外外国税額	0.0
評価性引当額の増減	△30.4
連結子会社の税率差異	△0.2
その他	△0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△2.6

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

株式売却

1. 株式売却の概要

(1) 株式売却の相手先企業の名称

アライドアーキテクト株式会社

(2) 売却した連結子会社の事業の内容

連結子会社: Delivery Vietnam Co., Ltd.

事業の内容: アウトソーシング事業

(3) 株式売却を行った主な理由

当社グループの中で相乗効果を発揮し事業拡大を図っていくことが困難であると判断し、当該連結子会社の株式を譲渡することとしました。

(4) 株式売却日

2019年6月28日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式の売却

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却損 385千円

(2) 売却した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	12,057千円
固定資産	<u>1,232</u>
資産合計	<u>13,289</u>
流動負債	2,299
固定負債	<u>—</u>
負債合計	<u>2,299</u>

(3) 会計処理

Delivery Vietnam Co., Ltd. の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を特別損失の「関係会社株式売却損」に計上しております。

3. 売却した連結子会社が含まれていた報告セグメントの名称

その他(アウトソーシング事業)

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売却した連結子会社に係る損益の概算額

売上高	22,448千円
営業損失	1,209

当連結会計年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。



(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に10年と見積り、割引率は1.0~1.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
期首残高	13,101千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,768
時の経過による調整額	100
期末残高	21,970

当連結会計年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に10年と見積り、割引率は1.0~1.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
期首残高	21,970千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	920
期末残高	22,891

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、「コンサルティング事業」及び「デジタルソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

「コンサルティング事業」は、企業向けシステムコンサルティング業務を中心とし、IT技術に関するコンサルティング、コンピュータシステムの設計・開発及び運用サポート等のサービスの提供を通じてクライアント企業のデジタルトランスフォーメーションを支援しております。

「デジタルソリューション事業」は、国内外の優れたIT製品・サービスの販売、その導入や活用支援などのコンサルティング提供に加え、独自のIT製品・サービスの開発・販売を行うなど、主にアプリケーションの提供を通じてクライアント企業のデジタルトランスフォーメーションを支援しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 2	合計	調整額 (注) 3	連結財務諸表 計上額 (注) 4
	コンサルテ ィング事業	デジタル ソリューション事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	736,816	389,639	1,126,456	22,448	1,148,904	—	1,148,904
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	1,508	1,508	△1,508	—
計	736,816	389,639	1,126,456	23,956	1,150,413	△1,508	1,148,904
セグメント利益又は損 失(△)	225,022	39,593	264,616	△1,209	263,406	△253,272	10,133

(注) 1. 報告セグメントに資産を配分していないため、セグメント資産の記載を省略しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社子会社 Delivery Vietnam Co., Ltd. におけるアウトソーシング事業等であります。なお、当社は当社グループにおけるシナジーが無くなったことを理由に、2019年6月28日に当該子会社の全出資金を第三者に譲渡しております。

3. セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

4. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、「コンサルティング事業」及び「デジタルソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

「コンサルティング事業」は、企業向けシステムコンサルティング業務を中心とし、IT技術に関するコンサルティング、コンピュータシステムの設計・開発及び運用サポート等のサービスの提供を通じてクライアント企業のデジタルトランスフォーメーションを支援しております。

「デジタルソリューション事業」は、国内外の優れたIT製品・サービスの販売、その導入や活用支援などのコンサルティング提供に加え、独自のIT製品・サービスの開発・販売を行うなど、主にアプリケーションの提供を通じてクライアント企業のデジタルトランスフォーメーションを支援しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	コンサルティング事業	デジタルソリューション事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	1,013,114	496,038	1,509,152	1,509,152	—	1,509,152
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,013,114	496,038	1,509,152	1,509,152	—	1,509,152
セグメント利益	307,732	79,128	386,860	386,860	△264,488	122,371

(注) 1. 報告セグメントに資産を配分していないため、セグメント資産の記載を省略しております。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
トランス・コスモス株式会社	215,769	コンサルティング事業、 デジタルソリューション事業
ジブラルタ生命保険株式会社	129,113	コンサルティング事業

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
トランス・コスモス株式会社	324,718	コンサルティング事業、 デジタルソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

（単位：千円）

	コンサルティング事業	デジタルソリューション事業	全社・消去	合計
減損損失	－	－	14,391	14,391

（注）「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社メディアシーク	東京都港区	823,267	モバイル向けサービス 開発・提供	(被所有) 直接 49.97	営業上の取引 役員の兼務	システム開発業務の受託(注2)	60,347	売掛金	3,291
							事務所の賃借(注2)	—	敷金	4,462

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	阪口 琢夫	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 35.80 間接 14.23	被債務保証	当社の借入に対する被債務保証(注2)	138,372	—	—

(注) 1. 上記(ア)～(ウ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

当社は銀行借入に対して上記取締役より債務保証を受けております。取引金額は、被債務保証の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払及び担保の提供は行っておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社メディアシーク（東京証券取引所に上場）

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社メディアシーク	東京都港区	823,267	モバイル向けサービス 開発・提供	(被所有) 直接 40.07	営業上の取引 役員の兼務	システム開発業務の受託（注2）	58,948	売掛金	24,499
							事務所の賃借（注2）	—	敷金	4,462

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	阪口 琢夫	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 35.80 間接 14.23	被債務保証	当社の借入に対する被債務保証（注2）	211,005	—	—

(注) 1. 上記(ア)～(ウ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

当社は銀行借入に対して上記取締役より債務保証を受けております。取引金額は、被債務保証の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払及び担保の提供は行っておりません。また、提出日現在において、債務被保証は解消しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社メディアシーク（東京証券取引所に上場）

(開示対象特別目的会社関係)

前連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

	当連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
1株当たり純資産額	14.64円
1株当たり当期純利益	2.51円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	9,156
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	9,156
普通株式の期中平均株式数(株)	3,654,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数15,966個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

- (注) 当社は、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、普通株式の期中平均株式数を算定しております。



当連結会計年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
1株当たり純資産額	46.00円
1株当たり当期純利益	31.35円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	114,570
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	114,570
普通株式の期中平均株式数(株)	3,654,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数15,886個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

- (注) 当社は、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、普通株式の期中平均株式数を算定しております。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

**【注記事項】**

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

当第3四半期連結会計期間において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、見積書等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額650千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該変更による当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前連結会計年度の(追加情報)「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて」に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の拡大や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は不確実性が高く、今後の感染状況によっては第4四半期以降の会計上の見積りに影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当第3四半期連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

当第3四半期連結会計年度 (2021年4月30日)	
当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	—
差引額	100,000

## ※2 財務制限条項

当社が、2021年2月26日(株)りそな銀行)に締結した金銭消費貸借契約の借入金残高48,332千円には下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合には、利息の割合が変更されることとなります。

各事業年度の決算期の末日における単体の純有利子負債EBITDA倍率が、一度でも10倍を超えた場合、もしくはマイナスの値となったとき。(ただし、純有利子負債がマイナスの値の場合を除く)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自2020年8月1日 至2021年4月30日)	
減価償却費	7,988千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間（自2020年8月1日 至2021年4月30日）

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年3月12日開催の取締役会決議に基づき、自己株式8,700株の消却を実施いたしました。また、当第3四半期連結累計期間において、新株予約権行使による払込みを受け、自己株式7,300株を処分いたしました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本剰余金が45,873千円増加し、自己株式が28,952千円減少いたしました。当第3四半期連結会計期間末における資本剰余金は71,645千円となっております。

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年7月31日残高	29,025	25,772	143,976	△28,952	169,822
四半期連結累計期間中の変動額					
自己株式の消却		△15,742		15,742	-
親会社株主に帰属する四半期純利益			141,790		141,790
自己株式の処分		61,615		13,209	74,825
四半期連結累計期間中の変動額合計	-	45,873	141,790	28,952	216,615
2021年4月30日残高	29,025	71,645	285,766	-	386,437

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 2020年8月1日 至 2021年4月30日）

当社は、デジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社グループは従来、「コンサルティング事業」及び「デジタルソリューション事業」の2事業を報告セグメントとしておりましたが、第1四半期連結累計期間より「デジタルトランスフォーメーション事業」の単一セグメントに変更しております。この変更は、コンサルティング事業とデジタルソリューション事業の両サービスを複合的に顧客に提供することが多くなったため、当社グループの事業展開、経営資源の配分、経営管理体制の実態等の観点から、両者を一体的な事業と捉えることが合理的であり、「デジタルトランスフォーメーション事業」の単一セグメントが適切であると判断したことによるものであります。

この変更により、当社グループは単一セグメントになることから、当第3四半期連結累計期間のセグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自2020年8月1日 至2021年4月30日)
1株当たり四半期純利益	38円16銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	141,790
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	141,790
普通株式の期中平均株式数(株)	3,715,502
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第9回新株予約権(ストック・オプション) 1 新株予約権の発行日 2021年4月1日 2 新株予約権の行使期間 2023年4月1日から2031年3月31日まで 3 新株予約権の数 593個 4 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 普通株式 59,300株 5 新株予約権の行使価格 350円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	38,000	1.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	52,427	67,446	1.3	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	55,945	118,053	1.3	2021年～2027年
合計	138,372	223,499	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	53,037	31,856	13,152	8,152

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	90,928	339,266
売掛金	101,781	132,771
仕掛品	5,368	9,831
その他のたな卸資産	2,500	1,500
前払費用	21,231	21,568
前払金	—	20
関係会社短期貸付金	3,468	12,615
その他	1,234	1,879
貸倒引当金	△575	△715
流動資産合計	225,937	518,737
固定資産		
有形固定資産		
建物	47,874	33,670
減価償却累計額	△13,520	△17,053
建物（純額）	34,354	16,617
工具、器具及び備品	36,195	39,832
減価償却累計額	△23,852	△28,901
工具、器具及び備品（純額）	12,343	10,931
有形固定資産合計	46,697	27,548
無形固定資産		
商標権	—	369
ソフトウェア	1,743	929
無形固定資産合計	1,743	1,298
投資その他の資産		
投資有価証券	3	3
関係会社株式	9,339	9,339
出資金	20	30
長期前払費用	455	517
関係会社長期貸付金	22,351	9,124
敷金	42,834	42,834
繰延税金資産	—	26,046
その他	—	77
貸倒引当金	△6,687	△639
投資その他の資産合計	68,318	87,335
固定資産合計	116,759	116,182
資産合計	342,696	634,919

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年7月31日)	当事業年度 (2020年7月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	27,151	44,596
短期借入金	30,000	38,000
1年内返済予定の長期借入金	52,427	67,446
未払金	12,967	6,856
未払法人税等	408	23,083
未払消費税等	9,832	39,678
未払費用	9,440	11,159
前受金	26,722	50,672
預り金	3,298	4,743
資産除去債務	—	9,645
賞与引当金	24,776	27,379
受注損失引当金	1,134	—
その他	553	724
流動負債合計	198,712	323,985
固定負債		
長期借入金	55,945	118,053
資産除去債務	21,970	13,245
固定負債合計	77,915	131,298
負債合計	276,628	455,283
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	29,025	29,025
資本剰余金		
資本準備金	28,025	28,025
資本剰余金合計	28,025	28,025
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	34,854	148,422
利益剰余金合計	34,854	148,422
自己株式	△28,952	△28,952
株主資本合計	62,952	176,520
新株予約権	3,115	3,115
純資産合計	66,067	179,635
負債純資産合計	342,696	634,919

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
売上高	1,054,391	1,394,510
売上原価	819,551	1,057,180
売上総利益	234,839	337,330
販売費及び一般管理費		
役員報酬	39,571	40,793
給料	44,129	50,847
賞与引当金繰入額	1,449	1,769
減価償却費	4,642	6,321
貸倒引当金繰入額	192	216
販売手数料	22,427	23,117
その他	115,468	98,185
販売費及び一般管理費合計	227,881	221,251
営業利益	6,958	116,078
営業外収益		
受取利息	695	767
助成金収入	—	6,257
為替差益	874	—
その他	363	739
営業外収益合計	1,932	7,764
営業外費用		
支払利息	2,094	2,654
為替差損	—	1,741
支払保証料	364	371
営業外費用合計	2,458	4,768
経常利益	6,431	119,075
特別利益		
貸倒引当金戻入額	2,654	6,124
特別利益合計	2,654	6,124
特別損失		
固定資産除却損	※ 268	※ 87
事務所移転費用	510	—
関係会社株式売却損	1,289	—
減損損失	—	14,391
特別損失合計	2,068	14,479
税引前当期純利益	7,017	110,721
法人税、住民税及び事業税	59	23,200
法人税等調整額	△1,126	△26,046
法人税等合計	△1,067	△2,846
当期純利益	8,085	113,568



【売上原価明細書】

イ コンサルティング事業

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)		当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		—	—	—	—
II 労務費		257,149	59.6	307,477	51.4
III 経費		16,764	3.9	7,859	1.3
IV 外注費		157,714	36.5	283,213	47.3
当期総製造費用		431,628	100.0	598,550	100.0
期首仕掛品たな卸高		5,164		4,864	
合計		436,793		603,415	
期末仕掛品たな卸高		4,864		6,381	
受注損失引当金繰入額		1,134		—	
当期製品製造原価		433,063		597,033	
コンサルティング事業 売上原価		433,063		597,033	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別法による実際原価計算を採用しております。

ロ デジタルソリューション事業

		前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)		当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I	材料費	102,303	33.3	118,702	30.5
II	労務費	112,496	36.7	163,214	41.9
III	経費	23,840	7.8	13,770	3.6
IV	外注費	68,299	22.2	93,531	24.0
	当期総製造費用	306,939	100.0	389,219	100.0
	期首仕掛品たな卸高	7,121		504	
	期首その他のたな卸資産 たな卸高	3,500		2,500	
	合計	317,561		392,224	
	期末仕掛品たな卸高	504		3,449	
	期末その他のたな卸資産 たな卸高	2,500		1,500	
	当期製品製造原価	314,557		387,274	
	デジタルソリューション 事業売上原価	314,557		387,274	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別法による実際原価計算を採用しております。

ハ その他売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)		当事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		—	—	—	—
II 労務費		24,667	34.3	20,521	28.2
III 経費		30,525	42.4	52,350	71.8
IV 外注費		16,738	23.3	—	—
当期総製造費用		71,931	100.0	72,872	100.0
期首仕掛品たな卸高		—		—	
合計		71,931		72,872	
期末仕掛品たな卸高		—		—	
当期製品製造原価		71,931		72,872	
その他売上原価		71,931		72,872	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別法による実際原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	29,025	28,025	28,025	26,768	26,768	△28,952	54,866	
当期変動額								
当期純利益				8,085	8,085		8,085	
当期変動額合計	—	—	—	8,085	8,085	—	8,085	
当期末残高	29,025	28,025	28,025	34,854	34,854	△28,952	62,952	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,115	57,981
当期変動額		
当期純利益		8,085
当期変動額合計	—	8,085
当期末残高	3,115	66,067

当事業年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	29,025	28,025	28,025	34,854	34,854	△28,952	62,952	
当期変動額								
当期純利益				113,568	113,568		113,568	
当期変動額合計	—	—	—	113,568	113,568	—	113,568	
当期末残高	29,025	28,025	28,025	148,422	148,422	△28,952	176,520	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,115	66,067
当期変動額		
当期純利益		113,568
当期変動額合計	—	113,568
当期末残高	3,115	179,635

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (2) その他のたな卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～18年
工具、器具及び備品	5～15年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えて、支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (3) 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては検収基準を適用しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) その他のたな卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～18年
----	-------

工具、器具及び備品	5～15年
-----------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
---------------	------------------

商標権	10年
-----	-----

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えて、支給見込額の当期負担額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては検収基準を適用しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)  
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)  
該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)  
該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上します。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上します。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えます。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上します。この会計処理は、当該失効が確定した期に行います。



当事業年度（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）

（従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

#### 1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 2. 採用している会計処理の概要

（権利確定日以前の会計処理）

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上します。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上します。

（権利確定日後の会計処理）

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えます。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上します。この会計処理は、当該失効が確定した期に行います。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症の収束時期については合理的に見積もることは出来ないものの、事業への影響が翌期以降の事業年度において、一定程度継続するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性の評価等）を行っております。なお、これによる当社の経営成績及び財政状態に与える影響については、現時点において重要性はありません。ただし、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌事業年度以降の財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2019年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2020年7月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※ 固定資産除却損の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	当連結会計年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)
建物	206千円	一千円
工具、器具及び備品	62	87
計	268	87

(有価証券関係)

前事業年度 (2019年7月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式9,339千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2020年7月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式9,339千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年 7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年 7月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	10,405千円
賞与引当金	8,735
貸倒引当金	1,988
受注損失引当金	350
減価償却超過額	9,272
資産除去債務	6,727
その他	1,058
小計	38,539
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△10,405
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△24,515
評価性引当額小計	△34,921
繰延税金資産合計	3,617
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△3,617
繰延税金負債合計	△3,617
繰延税金資産の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2019年 7月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0
住民税均等割	5.8
過年度法人税還付額	△5.0
評価性引当額の増減	△49.9
その他	△0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△15.2

当事業年度（2020年7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,560千円
賞与引当金	11,114
貸倒引当金	162
減価償却超過額	7,778
減損損失	4,978
資産除去債務	7,918
その他	1,196
小計	34,709
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,940
評価性引当額小計	△5,940
繰延税金資産合計	28,768
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△2,721
繰延税金負債合計	△2,721
繰延税金資産の純額	26,046

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年7月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
中小法人等に係る軽減税率等	△1.3
租税特別措置法上の税額控除	△5.0
住民税均等割	0.4
控除対象外外国税額	0.0
評価性引当額の増減	△30.4
その他	△0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△2.6

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

株式売却

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	47,874	—	14,203 (14,203)	33,670	17,053	3,533	16,617
工具、器具及び備品	36,195	7,720	4,083 (188)	39,832	28,901	8,918	10,931
有形固定資産計	84,070	7,720	18,287 (14,391)	73,503	45,955	12,451	27,548
無形固定資産							
商標権	—	379	—	379	9	9	369
ソフトウェア	9,389	—	—	9,389	8,460	814	929
無形固定資産計	9,389	379	—	9,768	8,470	823	1,298
長期前払費用	1,386	433	148	1,670	1,153	371	517

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	ノートパソコン49台	7,341千円
	書棚	225千円
	プロジェクター装置	152千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社事務所の一部(減損損失)	14,203千円
工具、器具及び備品	ノートパソコン33台	3,520千円
	書棚(減損損失)	188千円

なお、「当期減少額」欄の( )は内書きで、減損損失の計上額であります。これは、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを推進したことにより、本社事務所を一部解約し縮小することといたしました。解約することとしたオフィスフロアの建物並びに工具、器具及び備品の帳簿価額を減損損失として計上しました。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	7,262	77	—	5,985	1,354
賞与引当金	24,776	35,938	27,467	5,867	27,379
受注損失引当金	1,134	—	1,134	—	—

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

2. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、支給差額の戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から7月31日までの1年
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店（注）1
買取手数料	1件につき1,500円（注）2
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.deliv.co.jp/contents/ir/pa.html">https://www.deliv.co.jp/contents/ir/pa.html</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年 7月19日	阪口 琢夫	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	MFアセット株式会社 代表取締役 阪口 琢夫	東京都文京区湯島二丁目23番8号	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	5,200	67,600,000 (13,000) (注) 4	資産管理会社への株式譲渡
2020年 1月17日	株式会社メディアシーク 代表取締役 西尾 直紀	東京都港区南麻布三丁目20番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	トランス・コスモス株式会社 代表取締役社長兼COO 奥田 昌孝	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	3,617	99,000,907 (27,371) (注) 4	当社の更なる事業拡大のため
2021年 4月8日	—	—	—	阪口 琢夫	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	730,000	73,000,000 (100) (注) 4	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2018年8月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法により算定した価格であります。
5. 当社は、2021年3月12日開催の取締役会決議により、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2019年6月17日	2021年4月1日
種類	第8回新株予約権（ストック・オプション）	第9回新株予約権（ストック・オプション）
発行数	普通株式 942株（注）4	普通株式 593株
発行価格	13,000円（注）3	35,000円（注）3
資本組入額	6,500円	17,500円
発行価額の総額	12,246,000円	20,755,000円
資本組入額の総額	6,123,000円	10,377,500円
発行方法	2019年6月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2021年3月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	（注）2

（注）1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2020年7月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた当社の役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  3. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格であります。
  4. 新株予約権①については、新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員14名）により、発行数は810株、発行価額の総額は10,530,000円、資本組入額の総額は5,265,000円となっております。
  5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき 13,000円	1株につき 35,000円
行使期間	2021年6月15日から2029年6月14日まで	2023年4月1日から2031年3月31日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

6. 当社は、2021年3月12日開催の取締役会決議により、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

## 2【取得者の概況】

### 新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高橋 昌樹	千葉県浦安市	会社役員	420	5,460,000 (13,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
奥野木 勲	埼玉県鴻巣市	会社員	30	390,000 (13,000)	当社の従業員
日高 俊規	東京都八王子市	会社員	24	312,000 (13,000)	当社の従業員
三浦 祐也	千葉県船橋市	会社員	24	312,000 (13,000)	当社の従業員
及川 健介	千葉縣市川市	会社員	20	260,000 (13,000)	当社の従業員
阪口 伸雄	福岡県大野城市	会社員	20	260,000 (13,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長の二親等内の血族)、当社の従業員
長岡 亮輔	埼玉県川越市	会社員	20	260,000 (13,000)	当社の従業員
北山 裕介	神奈川県逗子市	会社員	15	195,000 (13,000)	当社の従業員
高木 秀任	東京都豊島区	会社員	15	195,000 (13,000)	当社の従業員
宮本 剛宏	神奈川県大和市	会社員	15	195,000 (13,000)	当社の従業員
上野 光貴	福岡県大野城市	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
野田 真	東京都世田谷区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
藤原 陽希	東京都八王子市	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
松永 哲也	福岡県福岡市早良区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員
吉安 監	福岡県福岡市早良区	会社員	10	130,000 (13,000)	当社の従業員

- (注) 1. 2021年3月12日開催の取締役会決議により、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。
2. 上記のほか、本書提出日現在、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員(特別利害関係者等を除く)は34名であり、その株式の総数は15,700株であります。
3. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
木村 卓司	東京都豊島区	会社役員	200	7,000,000 (35,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
高橋 昌樹	千葉県浦安市	会社役員	180	6,300,000 (35,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
伊藤 享弘	神奈川県川崎市中原区	会社役員	100	3,500,000 (35,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
三国 晋章	東京都練馬区	会社員	30	1,050,000 (35,000)	当社の従業員
曾山 明彦	東京都港区	会社役員	25	875,000 (35,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
齋藤 敦	神奈川県川崎市宮前区	会社員	5	175,000 (35,000)	当社の従業員
土井 祐史	東京都世田谷区	会社員	5	175,000 (35,000)	当社の従業員
水野 悠介	埼玉県川口市	会社員	5	175,000 (35,000)	当社の従業員
緑川 貴裕	東京都世田谷区	会社員	5	175,000 (35,000)	当社の従業員

(注) 1. 2021年3月12日開催の取締役会決議により、2021年4月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

2. 上記のほか、本書提出日現在、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員(特別利害関係者等を除く)は38名であり、その株式の総数は3,800株であります。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
阪口 琢夫 (注) 1、2	東京都文京区	2,554,000 (516,000)	48.41 (9.78)
株式会社メディアシーク (注) 2	東京都港区南麻布三丁目20番1号	1,464,300	27.75
MFアセット株式会社(注) 2、3	東京都文京区湯島二丁目23番8号	520,000	9.86
トランス・コスモス株式会社 (注) 2	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号	361,700	6.86
伊藤 享弘 (注) 4	神奈川県川崎市中原区	60,000 (60,000)	1.14 (1.14)
木村 卓司 (注) 4	東京都豊島区	60,000 (60,000)	1.14 (1.14)
高橋 昌樹 (注) 4	千葉県浦安市	60,000 (60,000)	1.14 (1.14)
齋藤 敦 (注) 7	神奈川県川崎市宮前区	30,500 (30,500)	0.58 (0.58)
土井 祐史 (注) 7	東京都世田谷区	24,500 (24,500)	0.46 (0.46)
水野 悠介 (注) 7	埼玉県川口市	19,700 (19,700)	0.37 (0.37)
緑川 貴裕 (注) 7	東京都世田谷区	19,700 (19,700)	0.37 (0.37)
藤川 麻理 (注) 7	熊本県熊本市中央区	9,600 (9,600)	0.18 (0.18)
北 啓介 (注) 7	千葉県流山市	9,600 (9,600)	0.18 (0.18)
山本 智嗣 (注) 7	神奈川県横浜市港北区	9,600 (9,600)	0.18 (0.18)
富樫 卓 (注) 7	東京都大田区	9,600 (9,600)	0.18 (0.18)
日高 俊規 (注) 7	東京都八王子市	4,800 (4,800)	0.09 (0.09)
三浦 祐也 (注) 7	千葉県船橋市	4,800 (4,800)	0.09 (0.09)
長岡 亮輔 (注) 7	埼玉県川越市	4,400 (4,400)	0.08 (0.08)
奥野木 勲(注) 7	埼玉県鴻巣市	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
三国 晋章(注) 7	東京都練馬区	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
曾山 明彦(注) 4	東京都港区	2,500 (2,500)	0.05 (0.05)
及川 健介(注) 7	千葉県市川市	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
阪口 伸雄(注) 5、7	福岡県大野城市	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
矢野 雅也(注) 6	Bangkok, Thailand	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
中山 幸尋 (注) 7	千葉県千葉市美浜区	1,600 (1,600)	0.03 (0.03)
宮城 亮 (注) 7	東京都世田谷区	1,600 (1,600)	0.03 (0.03)
北山 裕介 (注) 7	神奈川県逗子市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
高木 秀任 (注) 7	東京都豊島区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
宮本 剛宏 (注) 7	神奈川県大和市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
小林 祐子 (注) 7	千葉県船橋市	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
永野 雅之 (注) 8	Chonburi, Thailand	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
上野 光貴 (注) 7	福岡県大野城市	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
野田 真 (注) 7	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
藤原 陽希 (注) 7	東京都八王子市	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
松永 哲也 (注) 7	福岡県福岡市早良区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
吉安 監 (注) 7	福岡県福岡市早良区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
遠藤 崇晃 (注) 7	神奈川県川崎市高津区	800 (800)	0.02 (0.02)
久保 拓也 (注) 7	東京都中野区	800 (800)	0.02 (0.02)
柴田 明広 (注) 7	福岡県福岡市博多区	800 (800)	0.02 (0.02)
田原 宏郷 (注) 8	Bangkok, Thailand	800 (800)	0.02 (0.02)
當間 裕理 (注) 7	東京都世田谷区	800 (800)	0.02 (0.02)
渡辺 雄太 (注) 7	東京都三鷹市	800 (800)	0.02 (0.02)
田島 陽介 (注) 7	東京都八王子市	700 (700)	0.01 (0.01)
福録 徹宜 (注) 7	神奈川県横浜市鶴見区	700 (700)	0.01 (0.01)
秋元 瑞穂 (注) 7	埼玉県さいたま市岩槻区	600 (600)	0.01 (0.01)
伊原 由佳 (注) 7	福岡県大野城市	600 (600)	0.01 (0.01)
小林 拓実 (注) 7	埼玉県さいたま市大宮区	600 (600)	0.01 (0.01)
清水 麻衣 (注) 7	東京都葛飾区	600 (600)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
寺崎 雄大 (注) 7	神奈川県横浜市港北区	600 (600)	0.01 (0.01)
中村 真沙人 (注) 7	東京都北区	600 (600)	0.01 (0.01)
その他57名		9,700 (9,700)	0.18 (0.18)
計	—	5,275,900 (891,900)	100.00 (16.91)

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

5. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の二親等内の血族)

6. 特別利害関係者等 (子会社の取締役)

7. 当社の従業員

8. 子会社の従業員

9. 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

10. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。



2021年6月17日

株式会社デリバリーコンサルティング

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 島川 行正

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デリバリーコンサルティングの2018年8月1日から2019年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デリバリーコンサルティング及び連結子会社の2019年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2021年6月17日

株式会社デリバリーコンサルティング

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島川 行正  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デリバリーコンサルティングの2019年8月1日から2020年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デリバリーコンサルティング及び連結子会社の2020年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2021年6月17日

株式会社デリバリーコンサルティング

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島川 行正  
業務執行社員

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デリバリーコンサルティングの2020年8月1日から2021年7月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年2月1日から2021年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年8月1日から2021年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デリバリーコンサルティング及び連結子会社の2021年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

2021年6月17日

株式会社デリバリーコンサルティング

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 島川 行正

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デリバリーコンサルティングの2018年8月1日から2019年7月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デリバリーコンサルティングの2019年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2021年6月17日

株式会社デリバリーコンサルティング

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島川 行正  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デリバリーコンサルティングの2019年8月1日から2020年7月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デリバリーコンサルティングの2020年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。



